

平成24年11月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成24年12月4日～5日

場 所 第4委員会室

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 松 村 悟 郎

平成24年12月4日(火曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

議案第1号 平成24年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

議案第4号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

議案第15号 宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸
法に関する条例

議案第17号 みつばち転飼取締条例の一部を
改正する条例

議案第27号 工事請負契約の変更について
報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査

その他報告事項

- ・宮崎県新エネルギービジョン(素案)の概要
について
- ・「宮崎県環境計画」に係る取組の概要について
- ・社団法人宮崎県林業公社の経営状況について
- ・葉たばこ廃作に伴う支援状況について
- ・水産資源の利用・管理について
- ・県産食肉の販売力強化・消費拡大への取組に
ついて

出席委員(8人)

委員 長 松村 悟郎
副委員 長 後藤 哲朗
委員 員 福田 作弥

委員 丸山 裕次郎
委員 中野 廣明
委員 十屋 幸平
委員 徳重 忠夫
委員 河野 哲也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 堀野 誠
環境森林部次長(総括) 金丸 政保
環境森林部次長(技術担当) 楠原 謙一
環境森林課長 川野 美奈子
みやざきの森林づくり推進室長 那須 幸義
環境管理課長 富永 宏文
循環社会推進課長 神菊 憲一
自然環境課長 佐藤 浩一
森林経営課長 水垂 信一
山村・木材振興課長 河野 憲二
みやざきスギ活用推進室長 武田 義昭
工事検査監 山下 英一

農政水産部

農政水産部長 岡村 巖
農政水産部次長(総括) 緒方 文彦
農政水産部次長(農政担当) 宮川 賢治
農政水産部次長(水産担当) 那須 司
畜産・口蹄疫復興対策局長 永山 英也
農政企画課長 鈴木 大造

ブランド・流通対策室長	甲斐典男
地域農業推進課長	奥野信利
連携推進室長	工藤明也
営農支援課長	山内年
農業改良対策監	戸高憲幸
消費安全企画監	上山伸二
農産園芸課長	加勇田誠
農村計画課長	宮下敦典
畑かん営農推進室長	河野善充
農村整備課長	猪股敏雄
水産政策課長	成原淳一
漁業・資源管理室長	日向寺二郎
漁村振興課長	神田美喜夫
漁港整備対策監	与儀新二
復興対策推進課長	日高正裕
畜産課長	押川晶
家畜防疫対策室長	西元俊文
工事検査監	岩永修一
総合農業試験場長	串間秀敏
県立農業大学校長	井上裕一
水産試験場長	山田卓郎
畜産試験場長	岩崎充祐

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤村正
議事課主任主事	野中啓史

松村委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程につきましては、お手元に配付いたしました日程（案）のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時5分再開

松村委員長 おはようございます。11月議会も5日間の一般質問が終わりまして、きょうから委員会審議ということでございます。一般質問では、今、国民の皆様にも最も関心のある一つであります宮崎の新エネルギーのあり方ということで、たくさんの一般質問がございました。環境森林部に対する期待も非常に大きいのではないかと思います。きょうは、付託された議案について説明を求めるわけですが、しっかり委員会で効率的にやっていきたいと思っております。もう一つ、きょうから国政の選挙がいよいよ始まりまして。外が騒がしくなりますけれども、ここに集中して的確にやりたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

それでは、よろしく申し上げます。

堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

お手元に配付しております常任委員会資料の表紙をごらんください。本日の説明事項は、提出議案が4件、その他の報告事項が3件であります。

まず、予算議案といたしまして、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算」につい

てであります。これにつきましては、後ほど御説明いたします。

特別議案といたしまして、1つ目の議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等に基づく事務について、希望する市町村に移譲するため、所要の改正を行うものであります。

2つ目の議案第15号「宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例」は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる一括法でございますけれども、この法律によりまして施設・公物の設置管理基準が条例委任されたことに伴いまして、「宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例」を制定するものであります。

3つ目の議案第27号「工事請負契約の変更に
ついて」は、西米良村で施工中であります小川石打谷線トンネル工事の請負契約の変更に
ついてお願いするものであります。

次に、 のその他の報告事項でございます。

1の宮崎県新エネルギービジョン（素案）の概要
については、1年前倒しをして本年度中に策定することとしておりますビジョンの概要
について御説明いたします。

2の宮崎県環境計画に係る取り組みの概要に
ついてでは、環境計画に基づきまして平成23年度に
取り組んだ内容について御報告いたします。

3の社団法人宮崎県林業公社の経営状況につ
いてでは、現在、林業公社の事業運営につ
いては、第3期経営計画 改訂計画でございます
が、この計画に基づきまして、県も一体となっ
て経営改善に努めているところであります。平
成24年度の収支実績及び見込みについて取りま

とめましたので、御説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。この
表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集
計したものでございます。今回の補正についま
しては、一般会計で7,689万2,000円の増額をお
願いしております。これは、6月の梅雨前線に
よる大雨や8月の台風15号により発生した山地
災害を緊急に復旧するものなどであります。こ
の結果、補正後の一般会計予算額は261億3,956
万4,000円となり、補正後の予算総額は、一般会
計と特別会計を合わせまして、267億2,076
万1,000円となります。

次に、2ページをごらんください。平成24年
度繰越明許費補正についてであります。これは、
工法の検討に日時を要したものの、国の予算内示
の関係により工期が不足するなどの理由により
まして、翌年度への繰り越しをお願いするもの
であります。自然環境課と森林経営課の所管す
る事業を合わせまして、28カ所で9億5,750万円
でございます。

3の平成24年度債務負担行為補正についてで
あります。これは、環境管理課の浄化槽適正管
理フォローアップ事業と自然環境課のえびの高
原パトロール事業について、平成25年度までの
債務負担をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につ
きましては、それぞれの担当課長・室長が御説明
申し上げますので、よろしく願いいたします。

富永環境管理課長 環境管理課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の23ページをお開
きください。環境管理課の補正額は、一般会計
で82万7,000円の増額であります。補正後の額は
4億9,523万7,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたしま
す。25ページをお開きください。（事項）合併処

理浄化槽普及促進費82万7,000円の増額であります。内容につきましては、説明欄の1の浄化槽適正管理フォローアップ事業であります。この事業につきましては、平成22年度から法定検査を受けていない浄化槽管理者への啓発を行い、受検率の向上を図ってきたところであり、今年度も文書による受検勧奨と電話による問い合わせ対応を行っておりますが、より事業効率を高めるため、再度、文書で啓発、指導を行うものであります。補正に係る事業費は、全額、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用することとしております。

環境管理課の説明は以上です。

佐藤自然環境課長 自然環境課の11月補正について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料、自然環境課のところ、27ページをお願いいたします。今回の補正予算は、一般会計で7,606万5,000円の増額補正をお願いしているところでございます。この結果、自然環境課の補正後の予算は39億9,004万9,000円となります。

それでは、補正内容につきまして、御説明いたします。29ページをお願いいたします。初めに、(事項)森林保険事務取扱費でございますが、55万円の増額をお願いしております。これは、森林国営保険の加入拡大を図る経費につきまして、国の追加内示がなされたことに伴うものでございます。

次に、(事項)緊急治山事業費で7,518万円の増額をお願いするものでございます。これは、6月の豪雨や台風15号などによる災害の増加に伴うものでありまして、西米良村の大河内地区ほか3カ所において、災害関連緊急治山事業として谷どめ工などの災害復旧事業を実施することとしております。

次に、(事項)自然公園事業費33万5,000円の増額をお願いしております。これは、新燃岳の警戒範囲縮小に伴いまして開放いたしました県で管理している登山道の安全確保を図るため、今年度の補正予算、それから来年度の債務負担行為によりまして、26年の2月までパトロール事業によりまして巡視活動を行うものでございます。

続きまして、特別議案について御説明いたします。委員会資料に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

松村委員長 暫時休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

松村委員長 委員会を再開します。

佐藤自然環境課長 申しわけございません。委員会資料の3ページをお願いいたします。議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、(1)の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に係る事務の改正について御説明いたします。の改正する理由でございますけれども、この法律に基づく事務を希望する市町村に移譲することによりまして、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等を図るものでございます。次に、の移譲する事務の内容及び移譲する市町村につきましては、新旧対照表に別表2の2がございませけれども、これに規定する事務、具体的には傷病鳥獣の捕獲許可等の事務であります。今回、高鍋町、美郷町を追加いたしまして、合わせて19市町村とするものであります。また、別表2の3に規定する事務、具体的には販売禁止鳥獣 ヤマドリでござい

ますけれども 等の販売許可の事務であります。今回、三股町、高鍋町、川南町、美郷町を追加し、合わせて20市町村とするものでございます。の施行期日につきましては、平成25年4月1日を予定しております。

次に、4ページの(2)「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」に係る事務の改正についてであります。の改正する理由につきましては、3ページと同様に、住民の利便性の向上などを図るものでございます。の移譲する事務の内容及び移譲市町村につきましては、先ほど御説明いたしました3ページの新旧対照表の2の3の事務を、三股町、高鍋町、川南町、美郷町に移譲することに伴って発生いたします事務、具体的には販売許可証の住所等の変更届け出の受理等の事務につきましては、三股町、高鍋町、川南町、美郷町を追加するものでございます。の施行期日につきましては、同じく平成25年4月1日からを予定しております。

次に、5ページ、議案第15号「宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例」について御説明いたします。

まず、(1)の制定の理由であります。国におきまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、第2次一括法と呼んでおりますけれども、これが公布されまして、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等が一部改正されました。この結果、知事が設置する鳥獣保護区等の標識の寸法に係る基準が県の条例に委任されましたため、「宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例」を制定するものでございます。

次に、(2)の条例案の概要でございますけれども、

知事が設置する鳥獣保護区等 指定猟法禁止区域、特別保護区、特別保護指定区域等でございますけれども、この標識の寸法を標識の区分に応じて定めるものでございます。なお、条例における標識の寸法につきましては、右ページに絵を示してありますけれども、環境省令で規定されている寸法と同じものとしております。

また、(3)の施行期日につきましては、この標識の寸法は現在既に設置されている標識の寸法と同様のものであるため、県民への周知期間を必要としないことから、条例公布の日を予定しておるところでございます。

自然環境課からは以上でございます。

水垂森林経営課長 続きまして、森林経営課から議案第27号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをごらんください。山のみち地域づくり交付金事業で整備を進めております小川石打谷線のトンネル工事の請負契約の変更についてでございます。

まず、(1)の路線の概要でございます。森林基幹道小川石打谷線は、下のほう、それから8ページにも位置図をつけておりますが、西米良村小川集落の県道小川越野尾線を起点としまして、ほぼ南に向かい、国道219号につながる総延長5,800メートル、幅員5メートルの路線でございます。ただし、トンネル内の幅員につきましては、離合のしやすさ等を勘案し、6.5メートルとしております。平成17年度に事業着手しまして、小川集落側につきましては、トンネル入り口まで既に完了しております。この路線の目的としましては、林業の振興はもとよりであります。小川地区と西米良村中心部を最短で結ぶバイパス的な役割も担っております。

次に、(2)のトンネル工事の概要でございます

す。トンネルの延長は1,126メートルで、掘削の施工方法は、掘削した部分を素早くコンクリートで固めてボルトを岩盤に打ち込むことにより地山自体の保持力を利用してトンネルを保持する、いわゆるナトム工法で施工しております。掘削は小川集落側から行い、ことし8月に無事貫通したところでございます。なお、8ページの下に断面図を載せておりますが、中央自動車道で事故のありました天井板のような特殊な換気施設は設置しておりません。

次に、(3)の工事請負契約の概要についてでございます。当初契約金額は18億1,104万円でしたが、今回、2,610万5,548円増額し、18億3,714万5,548円への変更を予定しております。契約の相手方は、旭・矢野・九建特定建設工事共同企業体であり、契約工期は平成23年3月14日から平成25年3月25日までとなっております。

(4)の変更理由についてでございます。トンネル掘削で発生する残土の処理につきましては、下の位置図に示しておりますとおり、当初設計ではトンネルの近くで処理することとしておりましたが、地権者である西米良村が土地の利用計画を変更しましたことから、具体的に申し上げますと、西米良村が当該土地を県家畜事業団の県有種雄牛分散施設の建設用地として提供することに計画変更しましたことから、残土の多くを図面の左上に丸で示しております箇所まで運搬する必要が生じたことにより、増額変更をお願いするものであります。トンネル工事につきましては、現在施工中の本体工事が年度内に終了した後、25年度に舗装工事を、26年度に照明等の電気工事を行い、トンネル関連工事の全てを完了する計画としております。また、トンネル南側の開設工事を別発注で施工しておりますが、岩盤の風化が進んでいる箇所が多く、

難工事となっております。工法や線形の見直しなどの検討を重ねながら、早期の完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

森林経営課からは以上であります。

松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案等について質疑はありませんか。

徳重委員 環境管理課の浄化槽の適正管理フォローアップ事業ですが、現在の法定検査の利用率というんですか、パーセントでどの程度しているものか、教えてください。

富永環境管理課長 24年10月末現在で22.8%でございます。

徳重委員 22%ということは何かおかしいような気がするんだけど、法定検査率ですよ。

富永環境管理課長 平成23年度は40.8%でございましたけれども、今年度は4月から10月までで、現在のところ22.8%の受検率でございます。これから、まだ11月、12月と、3月まであり、もっと上がりますので、40%台に持っていきたいと思っております。

徳重委員 私はずっとこれを質問してきたつもりですが、50%に近い数字だったと記憶してしています。ちょっと少ないような気がするんだけど……。

富永環境管理課長 23年度末で40.8%でございます。

徳重委員 各市町村、どのような状況なのか、宮崎、都城、できたら資料で欲しいんですが、23年度、24年度の数字は出ますか。

富永環境管理課長 23年度でしたら出ますので、それは提出できると思います。

徳重委員 九州管内では一番低いんじゃないかなという気がしておるんです。もう2年ぐらい前でも、福岡県、長崎県あたりは70%近くいっていたんじゃないかと思いますが、九州各県の23

年度でも結構ですが、その率がわかっていたら、教えてください。

富永環境管理課長 沖縄を含めて、九州で5位でございます。

徳重委員 1番は何県で何%と、ちょっと教えてみてください。

富永環境管理課長 一番高いのが長崎県でございますまして、85.1%でございます。

徳重委員 2番目は。

富永環境管理課長 2番目が佐賀県でございますまして75.4%、3位が福岡県でございますまして64.9%、それから しばらくお待ちください。

松村委員長 暫時休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

松村委員長 委員会を再開します。

富永環境管理課長 申しわけありません。23年度末はまだ集計ができておりません。今申し上げた数字は22年度末の数字でございます。

徳重委員 22年度でも23年度でもそれぞれの県が、長崎は85、佐賀が75、福岡が65ですね。それぞれの家庭が、単独浄化槽がかなり多いということは、はっきりしているわけですから、基数もわかっているわけです。そして、皆さん方も努力をされているんだけど、宮崎がどうしても半分もいかないというのはおかしいと思うんです。2分の1というのは、2軒に1軒は法定検査を受けないと。半分は受けてお金を出すわけですね。隣近所が出さない、出す、こういう状況になっているということに対してどう思われますか。

富永環境管理課長 現在、検査率が非常に悪いということで、検査率をアップするために事業に取り組んでおりますし、新しいモデル事業

を今考えておりました、市町村もしくは事業者と一体となって、地区を定めて、検査率アップに取り組んでいこうとしております。

徳重委員 努力をされているということはわかるんですけども、全国には100%近い県もあるわけです。そう考えますときに、大淀川については、特に宮崎市の皆さんの飲料水になっていることだし、河川浄化ということをもう少し真剣に宮崎県は考えなきゃいけないんじゃないかと、私は、こう思っているんです。この数字では、努力をしているという結果が出てきていないと私は思っています。私は、3年ぐらい前からこの問題をいろいろ議論させていただいて、調査にも行ってまいりましたが、なかなか進まない。とにかく、モデル地区を指定するならば、それを100%にしていくというような意気込みでやらないと。努力している、努力しているというような言い方だけでは、結果は絶対伸びないと思っているんです。どうですか、部長、このことについて真面目な真っすぐな答えをいただきたいんですけれども。

堀野環境森林部長 当然、法定検査ですので、100%というのを目指すべきだと思っておりますし、それに向けて一生懸命努力しております。数字的にも、平成21年が14.2%ですので、それが4割を超える数字までは何とか持ってこれたというふうに思っています。ただ、御指摘のように、真摯に数字の悪さというのは理解して、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

徳重委員 最後にしますが、とにかく、宮崎県は検査料が3,800幾らかな、一番安いと言われておりますが、それでも10年たったら約5万かかるわけです。だから、払っている人と払っていない人と 一遍受けたら、法定検査を受け

る人は毎年ずっと受けなきゃいけないわけです。一遍受けられた人はほとんど払っていらっしやると思うんですが、受けない人はずっと払わないわけです。これでは不公平だと思っておりますので、ぜひひとつ、とにかくどこか、100%のところはこういう形でやりましたというモデル地区をつくり上げて、全県下に広めていただきたいと、強く要望しておきたいと思えます。

松村委員長 徳重委員、御要望がありました各県と各市町村の資料の提出ですが、その資料を皆さんにも提供していただくということによるのでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、今、御要望のありました受検率、各市町村あるいは各県の資料につきましては、既にできているところ、あるいは今からできるところで結構でございますので、23年度、22年度の提出をよろしくお願いいたします。

十屋委員 徳重委員からの質問で、先進的な100%に近いところと宮崎の差が出たんですが、法定検査の体制は、先ほど出たところと宮崎の検査体制はどのように違うのか。

富永環境管理課長 全国的に見まして、検査率の高いところは、いわゆる一括契約と申しまして、保守点検、清掃、法定検査、これを一遍で契約するという形で取り組んでおりまして、それで100%近い値が出ているということでございます。

十屋委員 以前から議論になっていたその部分について、県としても、先ほどちょっと答弁がありましたように、モデル地域を指定して、そういう体制の方向性で一応やりたいという考えと理解したんですけれども、そうした場合に、環境科学協会との関係、業者との関係はどうい

うふうな形になるんですか。

富永環境管理課長 当県では、これまでいろんな業界と話をしてきましたけれども、一括契約にすぐ入るのは難しいということになりましたので、モデル地区ではそれをちょっと緩やかにしたような形で、環境科学協会を巻き込んでやっていこうというような仕組みで、とりあえず取り組もうとしております。

十屋委員 ということは、まだ固まったわけではなくて、これからいろいろ業界の方なり環境科学協会を交えて議論していくということですね。

富永環境管理課長 そういうことでございます。

十屋委員 であれば、前から議論があるように、できるだけスムーズに100%近くなるように、それぞれ考え方も持っていらっしやると思うので、そのあたりは十分に、先ほど徳重委員も言われましたように、100%目指してやっていただきたいなと思えます。以上です。

丸山委員 この事業の多くは雇用対策基金ということでよろしいと思っているんですが、なぜこの時期にこういう基金を活用するようになったのか。当初からやってもよかったんじゃないかなと思うんです。11月補正になった理由を教えてほしいのと、もう一つ、来年度は債務負担行為までやりますよと言っているんですが、これは基金から活用するのか、どういう財源を充てようとしているのかを含めて教えていただきたいと思えます。

富永環境管理課長 この事業は全て基金を活用するものでございます。3月に行いますのは、これまでのデータがありますので、現在行っている事業と、新しい3月から行う事業との引き継ぎ関係で、引き継ぎ期間を設けているという

ことでございます。

松村委員長 もう1つ、当初からやれなかった理由、当初から取り組めなかった理由。

富永環境管理課長 現在も基金事業でやっております。6月から3月まで基金事業で取り組んでおりまして、その基金事業を延長するという形になります。

丸山委員 基金事業ということでありまして、雇用が発生しないといけないと思っているんですが、その辺のことはどうなっているのかを改めて教えていただきたいと思います。

富永環境管理課長 現在、7名の方を雇用しております。その方が3月で切れますので、新たに2名の方を雇用して、事業を開始したいと思っております。

丸山委員 それは環境科学協会のほうで雇用するというところでよろしいのでしょうか。

富永環境管理課長 委託事業でやりたいと思っておりますので、そういう形になると思います。

丸山委員 先ほどから言うとおりの、本当に生かされるお金にならないと、ただ雇用するだけじゃなくて、本当に受検率なり上がるためには、他県がやっている一括契約を民間企業と連携してやるのが私は一番いいんじゃないかと。できれば本来は民間企業で雇用してもらって、啓発してもらったほうが、個別、1軒1軒彼らはずっと回っておりますので、そちらのほうに話をしたほうがより効率が上がるんじゃないかなと思っているものですから、ただ単に環境科学協会に丸投げで終わってしまったら何の成果が出るのかなと心配なんです。その辺の比較検討といえますか。ただ単に環境科学協会に丸投げするというだけで考えているのでしょうか。

富永環境管理課長 環境科学協会に委託する

のは、手紙で啓発するとか、電話で啓発するとかいう啓発事業でございます。今考えておりますモデル事業は、清掃業者、保守点検業者、それから環境科学協会を巻き込んだ形で、一括契約みたいな形で取り組んでいこうとしておりますので、二本立てになります。

丸山委員 2名ふやすということですね。2名ふやして何を 電話とかはがきは、これまでも多分、今までの人数で足りているんじゃないかと思えますけれども、ふやすのは、具体的には何をふやそうとしているのか、教えていただければと思うんですが。

富永環境管理課長 現在行っております事業が3月で切れますので、7名の雇用がなくなります。そのために2名雇用して、新しく事業をまた継続するという形になります。

丸山委員 確認します。7名はもう3月で切れて、2名しか残らなくなるということでしょうか。

富永環境管理課長 そうということです。2名を新たに雇用するということになります。

丸山委員 債務負担行為もやっていますね。この720万は2名分しかないということでしょうか。

富永環境管理課長 そうでございます。

徳重委員 もう1つお尋ねします。この予算ですが、促進事業の予算が去年は3億3,966万5,000円使っているのに、24年度の今回の補正後の額を見ると2億3,699万4,000円ですね。約1億円近く減っているわけです。これで一体やれるのか。この予算がこんなに減っているということはどういうことですか。

富永環境管理課長 この減は、これは市町村への補助事業を行っております。その分が約4,000万減っております。これは浄化槽フォ

ローアップ事業だけではなくて、浄化槽の市町村補助事業も含んでおります。浄化槽全体の予算でございまして、普及促進費の中に浄化槽フォローアップ事業が入っているということでございます。

徳重委員 これは合併浄化槽のことですね。今言っている法定検査、これはどの項目になりますか。法定検査の費用というのはどこに出てくるんですか。

富永環境管理課長 現在行っている事業は3,066万1,000円でございます。これに3月の82万7,000円を補正して3,148万8,000円という額になるということでございます。フォローアップ事業でございます。法定検査の受検率をアップするために取り組んでいる事業が3,000万ということでございます。

徳重委員 宮崎県環境科学協会に法定検査を委託していますね。この費用は幾らになりますか。

富永環境管理課長 法定検査を委託しているわけではなくて、法定検査する機関を指定しているということでございます。この委託事業というのは、法定検査を進めるために、受検率をアップするために環境科学協会に委託して、いろんな啓発事業を行ってもらっているという部分でございます。

徳重委員 それはわかるんですよ。しかし、環境科学協会が使っている予算というか、人を使って、各戸を回って、検査してもらおうわけでしょう。環境科学協会に委託するんじゃないのかな。違うのかな。

富永環境管理課長 それは委託ではなくて、指定検査機関といいまして、浄化槽法でそういう法定検査をする機関を指定しなければならないとなっていて、それを指定しているわけです。

環境科学協会を指定しまして、環境科学協会が自主的に回って、3,800円もらって検査をしていくということでございます。

徳重委員 そうしたら、環境科学協会が権限はないはずですね。法的な権限というのは行政しかないわけでしょう。指定されたところは環境科学協会しか今ないでしょう、宮崎県では。それが各戸の安全点検をなささいということを書いて回っても、いや、私は入りませんよと言った場合です。それとは違うかな。そういう意味じゃないかな。

富永環境管理課長 一応、検査は検査員ということでいらっしゃいまして、その方が各地を回っていらっしゃいます。検査をしております。その方とは別に、現在7名ですけれども、7名の方を雇ってもらって、その方がはがきを出したり電話したりして、受検されていない方に対して啓発をしているということでございます。

徳重委員 それは理解しているんだけど、法定検査率を上げるということ、法定検査のこれからさらに加入を促進するために相当の金がかかるわけですね。この7人ではとてもじゃないが無理だろうなと思っておりますから、まだふやす可能性はあるんですか。

富永環境管理課長 指定検査機関というのは、浄化槽管理者から依頼を受けて検査するということになります。今、うちが環境科学協会に委託しているのは、人を雇って、受検されていない方に対していろんな形で啓発をしてもらって、受検率をアップしようということでございます。そういう事業でございます。ですから、検査と今やっている啓発とはちょっと違う 切り離して考えていただいたほうがよろしいかと思っております。

十屋委員 森林経営課の工事請負契約の変更

ですが、契約工期が23年3月から来年の3月25日までということで、家畜改良事業団が種雄牛の畜舎か何か建てるんでしょうけれども、これはいつ西米良村からの協議があったんですか。

水垂森林経営課長 西米良村のほうからは、もともとが設計を組む段階では、当該土地を処理場として使っていたよということで設計で組みまして、それで工事を始めたわけですが、工事が始まってから、23年4月には変更の申し入れがございました。そのときに県としましても、種雄牛センター、そういったものをつくられるということで、公的な理由があるということから県は同意しまして、では代替地をどこにしようかということで、できるだけトンネルの近くで探したんですけれども、なかなか適地がないということで、先ほど説明しました、ちょっと遠いんですけれども、そちらのほうに そちらのほうも西米良村の所有地として、代替地ということで場所を変えたという次第でございます。

十屋委員 今のを時系列的に言うと、23年3月に始まって、23年4月にはすぐ変更の申し出があったということは、種雄牛のセンターをつくるというのは以前からずっと計画があって、場所的に突然ここに決まったという、そんなイメージにしかとれないんですけれども、このセンターを建てるためにはやっぱりそれなりの期間と経緯や計画があって、どこにするかという候補地の選定を何カ所かするでしょうから、そういうときに突然、降って湧いたようなことで、このトンネル工事の残土処理の部分とそっちとが何かリンクしていない 当然、環境森林部だけじゃなくて農政水産部もこのセンターに関しては関係しているので、そのあたりの協議とか何とかというのは全く情報が交換されなかつ

たということなんですか。

水垂森林経営課長 畜産関係のところを確認したんですが、避難させる箇所につきましては、どこか選定していただきたいということで、西都市も含めて、西米良とか児湯管内のところに候補地を出していただきたいということで最初お話があったらしいんですけども、そのうちの1つがここだということで、西米良村としましては、私どものほうで、トンネルのズリ置き場ということで面ができるということから適地であると、種雄牛センターの適地であるということで推薦したようでございます。

十屋委員 時系列的に言うと、22年4月に口蹄疫が発生して、種雄牛は5月ですね、5頭を避難させたのは。それから逆算して8カ月後ですね。

水垂森林経営課長 県有種雄牛の5頭を避難させたのはこの箇所じゃございませんで、あれは西都市でございます。西都市のそれこそ山の奥まったところなんですけれども、その箇所と今回のこのトンネル近くの施設とは全く距離が離れております。

十屋委員 なぜ議論するかというと、余りにも突然ぽつと来たようなことで、当初計画のところでは皆さんが進めている部分と家畜改良事業団、そのあたりの連携がとれていないのかなという印象をどうしても受けるものですから、いろんな計画をした場合には、そういう候補地も今、探っているよとか、そういう情報があれば、当然そこら辺も頭の中であってこの計画も進められるんでしょうが、まあ、こっちのほうが進んでいたんでしょうけれども、そのあたりがちょっとあったものですから伺ったところでした。後はいいです。

丸山委員 歳出予算説明資料の29ページの治

山事業で災害復旧についてお伺いしたいんですけども、関連事業でとられたということなんですけれども、下の2の、ちょっと小さいんですけども、350万程度、設計監督費を挙げていらっしゃるんですが、全体事業費がどれくらいあってこの350万幾らという監督費が発生したのか、お伺いしたいと思っています。多分、7,100万の監督工事費じゃなくて、全体事業費が幾らだったからこれくらいの監督工事費が出てきたんじゃないかなと思っていますけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

佐藤自然環境課長 済みません。ちょっとお時間いただけますか。

松村委員長 暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

佐藤自然環境課長 今度の補正額が7,500万程度でございますけれども、この5%の率ということで指導監督費が挙がっているようでございます。

丸山委員 5%は別に監督費を挙げてどこか委託するということが決まっているということではなくて、どういうシステムになっているのかなと。勉強不足だと思いますが、その辺を少し教えていただければと思っているんですが、350万程度は治山林道協会に委託するとか、そういうわけでもないわけですか。

佐藤自然環境課長 治山事業の場合は、流れといたしまして、災害は一定の予算を毎年組んでいるわけですけども、通例、その災害の状況によりまして増額するということがございます。昨年度も増額をお願いしているところなんですけれども、この設計監督費につきましては、

先ほど申しましたように、4カ所ございますので、それぞれに応じて、競争入札制度によって測量の委託業者を決めるということになります。

丸山委員 事務費なのかな。

佐藤自然環境課長 失礼いたしました。県の事務費です。申しわけございません。

丸山委員 できれば事務費と書いてもらったほうがわかりやすいと思いますね。

あともう一つ、えびの高原パトロール事業で33万5,000円、これも債務負担行為で来年度400万程度あるんですが、雇用を多分1人くらいのかなと思っていますが、これも緊急雇用対策事業ですね。具体的には何をやろうとしていて 恐らく新燃岳噴火がおさまったから、迷う人がいないようにということなんでしょうが、どのような形でやろうとしているのかなと。現状がこうで、今回追加するのはこういうことをやりたいですよというのを教えていただくとありがたいんですが。

佐藤自然環境課長 現状的には、先ほどお話がありましたように、今まで新燃岳の関係で韓国岳等の登山道のある程度封鎖しておりましたので、今回、途中からではございますけれども、パトロール区域がふえたというのが一つでございます。人数につきましては、今、3名雇っておりますけれども、来年からは2名という枠でやろうと思っております。

業務の内容といたしましては、例えば登山者への安全の指導とか、パトロール中に発見した登山道の軽微な補修、それとか誘導標識と申しますか、「危険」とか、そういう標識の設置、それから、これは別予算になりますけれども、特に台風の後なんか倒木が発生したりということがございますので、それを発見した場合は、

別予算の人夫賃を使いまして、それを除去するというような作業内容になると思っております。

丸山委員 ここに関しては、恐らく鹿児島県との連携も必要だというふうに思っているんですが、その辺のパトロールに関しての鹿児島との連携 鹿児島もやっぱりこういうパトロールを、高千穂河原とかあると思いますので、そういうのは何かやっているんでしょうか。

佐藤自然環境課長 ちょっと財源はわからないんですけども、鹿児島県のほうは別に予算を組みまして、あの辺の登山道の管理とか巡視、トイレの清掃なんかの予算を持っているようでございます。

丸山委員 新燃岳が今のところ落ちついていて、できる限り観光にもつなげていきたいということがあっているんですが、私もちょっと気になっていますのは、結構軽い気持ちで登山する方がふえてきていらっしゃるって、その方がもし事故とか起こしたときに 我々も登ったときに、登山口の入り口の名簿に書くんですが、そういうマナーを全く知らないとか、あったにしても書けるスペースがないとか、環境省の方がいらっしゃると思うんですが、あそこの方との連絡をどのような形でやっているのかなという非常に心配な面もまだあるものですから、緊急雇用対策ですので、どれくらい熟知された方が本当に来ているんだろうとか、いろんな心配な面もあるんですが、その辺を含めて、どのような形で連携されているんでしょうか。

佐藤自然環境課長 まず、熟知をされた人物かどうかということですけども、募集をかける際に、自然に興味がある方ということで、なかなか登山専門の方はいらっしゃいませんので、その辺は、1カ月間重なっておりますので、引き継ぎの段階でスムーズに導入できるような形

にしたいと思っております。

それから、連携につきましては、確かにお願いしますように、登山道から1時間程度ですぐ登れるということで、特に韓国岳は確かに軽装 ハイヒールとか、そういう方もいらっしゃいますので、その辺も含めた関係で指導してまいりたいと思っております。それから、環境省の出先と鹿児島県、それから関連の市町村も含めまして、連絡会議を持っておりますので、その辺で連携をとりまして、安全や登山道の整備等も含め、協議しているところでございます。

松村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようです。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

川野環境森林課長 環境森林課からは2項目について御報告いたします。

委員会資料の9ページをお開きください。まず、1の宮崎県新エネルギービジョン(素案)の概要について御説明いたします。

当ビジョンにつきましては、6月の常任委員会におきまして、骨子案を御報告させていただきましたが、その後、県民、事業者へのアンケート調査を行うとともに、策定委員会や関係部局との検討を行いまして、素案を取りまとめたところでございます。

まず、委員会資料の(1)ビジョン策定の背景・趣旨でございますが、今回のビジョンの見直しは、今年度改定予定でありました国の「エネルギー基本計画」の内容を踏まえながら行う予定としておりましたが、現在、国の計画の改定が先送りになっている状況でございます。県としましては、東日本大震災以降の新エネルギーを取り巻く情勢の変化や、現ビジョンに掲げて

おります目標値の一部が既に達成されていることなどの状況を踏まえまして、今年度中にビジョンの見直しを行うことといたしました。なお、今後の国の政策の見直し状況などを踏まえまして、必要に応じてビジョンの見直しを行ってまいりたいと考えております。

次の(2)のビジョンの位置づけでございますが、宮崎県総合計画や宮崎県環境計画の新エネルギーに関する具体的計画として位置づけるものでございます。

(3)の計画期間は、平成25年から34年までの10年間とするものでありますが、なお、原則としまして、中間年の29年度に見直しを行うこととしております。

次の(4)以降につきましては、ビジョン素案の主な項目について要点をまとめて記載しておりますが、ここからは、別途お配りしております冊子、資料1を使って御説明いたしたいと思っております。資料1、別冊をお願いいたします。

なお、内容の説明につきましては、今回、初回の説明となりますので、丁寧に御説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、お時間をいただきますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、冊子の表紙を1枚めくっていただきまして、目次をごらんください。まず、第1章の「基本的事項」でございますが、ただいま委員会資料で御説明させていただいたところでございます。次の第2章「新エネルギーとは」から第4章「本県の地域特性」までは、時間の関係がございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

それでは、冊子、22ページをお開きいただきたいと思います。第5章「本県の新エネルギーの賦存量」でございます。表5.2.1をごらんくだ

さい。2011年度に県で実施しました新エネルギーの賦存量調査の結果を一覧に取りまとめたものでございます。表の合計欄にありますように、県内の総賦存量の推計値は約36億3,700万ギガジュールとなっております。その内訳は、太陽光発電・熱利用が95.6%と最も多く、次いで風力の3.4%、温度差熱の0.5%、バイオマスの0.4%となっております。

次の23ページから27ページまでは、各エネルギーの種別ごとに賦存量の算出方法や分布状況などについて記載しておりますが、ここでの説明は省略いたします。

28ページをお開きください。第6章「本県の新エネルギー導入量」でございます。本県の2010年度におきます新エネルギーごとの導入量でございますが、(1)の太陽光発電では、表6.1.1にありますとおり、住宅・非住宅用の合計で7万5,061キロワットとなっております。また、その下のグラフにありますように、設備導入量は、2000年度から2010年度までの10年間で4,631キロワットから7万5,061キロワットへと、約16倍に大幅増加しているところでございます。

(2)の太陽熱利用では、次の29ページの表6.1.2のとおり、熱利用量は、住宅・非住宅合計で年間3万4,231キロリットルとなっております。

次の(3)のバイオマス発電でございますが、表6.1.3のそれぞれの施設ごとの設備導入量の値に燃料の混焼比率を掛けましてバイオマス相当分の値を算出し、それらを合計して、表6.1.4の設備導入量2万5,407キロワットを算出いたしました。

また、次の(4)のバイオマス熱利用では、事業者への聞き取り調査の結果などから熱利用量を算出しまして、年間1万8,785キロリットル

となりました。

次の30ページをお開きいただきたいと思えます。(5)のバイオマス燃料製造では、同じく事業者への聞き取り調査結果などから熱利用量を算出しまして、年間3,541キロリットルとなりました。

(6)の小水力発電は、表にあります11カ所の導入量で合計5,585キロワットとなりました。

(7)の風力発電は、現在稼働している1施設の導入量で750キロワットとなりました。

また、次の(8)の地熱発電、温度差熱利用、雪氷熱の導入事例は確認できなかったところがございます。

31ページをごらんください。新エネルギーの自給率であります。(1)の電力使用量に対する自給率についてでございますが、表6.2.1をごらんください。2010年度の県内のエネルギー発電量(A)ですが、太陽光、バイオマス、小水力、風力発電の合計で年間26万8,177メガワットアワーとなり、県内の電力消費量(B)に対する割合は2.8%となりました。

また、(2)のエネルギー消費量に対する自給率でございますが、表6.2.2をごらんください。2010年度の県内の新エネルギー供給量(A)は、(1)の表にあります電力26万8,177メガワットアワーを原油換算した値の6万8,982キロリットルに、太陽熱、バイオマス熱、バイオマス燃料の熱供給量を加えまして、年間12万5,539キロリットルとなり、県内のエネルギー消費量(B)に対する割合は3.2%となったところがございます。

次に、32ページをお開きください。第7章「本県のこれまでの取組状況と評価」についてでございます。まず、県のこれまでの取組みにつきましては、(1)の宮崎県新エネルギービジョ

ンを2004年3月に策定しまして、表7.1.1にあります太陽光発電・熱利用などの3つを重点的に導入を図る新エネルギーと位置づけて、新エネルギーの種別ごとに導入目標値を定め、その導入促進に取り組んでまいったところがございます。

その中で、重点エネルギーである太陽光発電につきましては、(2)のみやざきソーラーフロンティア構想を2009年3月に策定しまして、表7.1.2にあります3つの視点から、メガソーラーの立地推進や住宅用太陽光発電システムの普及率の向上などに取り組んできたところがございます。

34ページをお開きください。(3)の宮崎県木質バイオマス活用普及指針でございますが、重点エネルギーであるバイオマスのうち、木質バイオマスについての有効活用を図るため、本指針を2010年3月に策定し、指針に基づいた施策に取り組んできたところがございます。

次の35ページをごらんください。7-3の取組みに対する評価についてであります。現在のビジョンの目標の達成状況について2010年度の導入実績で評価を行いました。

次の36ページをお開きください。表7.3.1の新エネルギーの導入実績と達成状況の総括表をごらんください。表の中段に小計欄がございます。これは、現在の新エネルギー法で規定されている新エネルギーの合計値をあらわしております。まず、発電では、2013年度の目標値45万9,975キロワットに対して、2010年度の実績値は49万3,103キロワットで、達成率は107%と、既に目標を達成している状況でございます。これは、太陽光発電において、国、県などの助成制度により住宅用の導入が進み、非住宅用も公共施設の導入やメガソーラーの設置などが進んだこと

で達成率が166.8%となったことや、バイオマス発電において、鶏ふんや木質バイオマス発電施設の設置などが順調に進んだことで達成率が132.6%となったことによるものでございます。

一方、熱利用は、2013年度の目標値7万6,950キロリットルに対し、2010年度の実績値は5万3,016キロリットルで、68.9%の達成率となっております。これは、太陽熱において、太陽光発電の普及により住宅用への利用が減少し、達成率が58%となったことによるものであります。

なお、現ビジョン策定時には、新エネルギーでありましたが、2008年の法改正により現在は新エネルギーの指定から外されている天然ガスコージェネレーション、廃棄物発電・熱利用、クリーンエネルギー自動車の実績を含めた達成状況では、表の合計欄にありますように、発電が105.9%、熱利用が73.5%の達成率となっております。

なお、次の37ページから41ページにかけましては、今御説明いたしましたエネルギーの種別ごとの達成率の状況を記載しておりますが、説明は省略いたします。

42ページをごらんください。第8章「県民・事業者の意識調査」についてであります。本調査は、ビジョン策定の基礎資料とするため、6月から7月にかけて実施したものでございます。(4)にありますように、県民2,570名、事業者700社を対象に調査票を配布し、回収率は、県民が35.6%、事業所が49%となっております。

44ページをお開きください。調査結果の概要を表にまとめております。既に利用している新エネルギーにつきましては、県民は太陽熱利用25.9%、事業者は太陽光発電9.3%が最も多くなっております。利用を検討中の新エネルギー

につきましては、県民、事業者とも、太陽光発電が最も多く、次いで太陽熱利用、バイオマス熱利用などとなっております。また、今後、県が進める新エネルギーの取り組みの重要度については、県民、事業者の約半数が、「災害時に防災拠点や避難施設となる公共施設に設置」を挙げております。このほか、調査結果の内容の詳細につきましては、本日お配りしております冊子の巻末の資料編に記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、45ページをごらんください。第9章の「めざす将来像」であります。新エネルギーは、地球温暖化の防止や地域産業の振興に貢献し、災害時のエネルギー源としても期待できるものでございます。加えて、その導入には、県民、事業者、行政などのそれぞれの主体が連携協力しながら、みずからの役割を果たしていくことが大切です。このことから、「環境負荷が小さく、災害に強く、活力ある社会の実現～県民との協働によるエネルギーづくり」を本県の目指す将来像として掲げたところでございます。

次に、47ページをお開きください。第10章の「重点的に取り組む新エネルギー」でございます。本県は、日照環境に恵まれていることや、全国有数の畜産・林業県であること、降水量が多いことなど、新エネルギーの資源が大変豊富です。このため、これらの資源を有効に活用するとともに、現在までの取り組み実績や今後の可能性を踏まえまして、太陽光、バイオマス、小水力の3つを重点的に取り組む新エネルギーとして位置づけたところでございます。

次に、48ページをお開きください。第11章の「基本的方向性」でございます。ここでは、目指す将来像の実現に向けて、3つの項目を施策の基本的方向性として定めるものでございます。

まず、1つ目の「低炭素社会の実現」は、地球温暖化防止への対応を視点としたものでございまして、次の「災害に強いエネルギーシステムの構築」は、災害時などにおける電源確保という観点から新エネルギーの活用に着目したものでありまして、これは、東日本大震災の体験を踏まえて、今回新たにビジョンに加えた方向性であります。3つ目の「地域振興への貢献」は、新エネルギーに関連する産業への波及効果など、地域経済の活性化を視点としたものでございませぬ。

49ページをごらんください。第12章では、施策の基本的方向性を実現するための具体的取り組みについて記載しております。初めに、12-1の低炭素社会の実現についてでございます。(1)の地域の特性に応じた新エネルギーの導入では、新エネルギーの種別ごとの取り組み内容を記載しております。まず、重点的に取り組む新エネルギーについてであります。1)の太陽光発電ですが、の住宅用につきましては、国などの助成制度により急速に導入が進んできたところでございますが、今後も、各種助成制度の活用を初め、情報提供などの取り組みを推進し、の非住宅用につきましては、固定価格買い取り制度や設置場所の情報提供を行い、導入を促進いたします。50ページをお開きください。の公共施設でございますが、県民への普及啓発の効果や災害時における施設機能の維持の観点から、国の補助事業を活用し、率先導入を図ってまいります。

次に、2)の太陽熱利用でございますが、本県における住宅用の太陽熱温水器の世帯普及率は高く、太陽熱の有効活用が図られているところでございます。また、施設園芸の太陽熱を利用した新しい冷暖房システムなどの実証試験も

進んでいるところでございまして、今後も、太陽熱の情報提供や開発・普及に向けた取り組みを進めてまいります。

51ページをごらんください。3)のバイオマスについてでございます。まず、の木質系バイオマスにつきましては、国の助成制度を活用しながら、発電・熱利用・燃料製造施設の整備を促進するとともに、施設の適正な規模や配置等について助言や情報提供を行い、活用促進を図ります。その中で、アの発電につきましては、固定価格買い取り制度や木質バイオマスの証明制度についての情報提供や、市町村と連携して設置に向けた調整を行い、バイオマス発電の立地を進めます。また、イの熱利用につきましては、引き続き、施設園芸における木質ペレット暖房機の導入に取り組むとともに、民間事業者などへの木質ボイラーの一層の普及に向けた取り組みを進めます。52ページをお開きください。ウの燃料製造につきましては、利用が進んでいない林地残材について、引き続き、効率的な収集運搬システムの構築に向けた実証試験を行うなど、ペレットやチップなどの安定的な供給に向けての取り組みを進めます。

次に、の畜産系バイオマスですが、既設の発電施設での有効活用を図るとともに、燃料として活用が可能な新たなエネルギーへの利活用について検討を進めます。

53ページをごらんください。4)の小水力発電についてでございます。水力発電につきましては、既に53カ所に発電施設が設置されるなど、積極的な取り組みがなされているところでございますが、そのほとんどが比較的流量のある河川等に整備されているため、今後は、流量の小さな河川や農業用水路などを活用した小水力発電の導入を促進します。まず、の既存ダムの

維持放流水や農業用水路等を活用した小水力発電ですが、県が独自に行う電気事業におきましては、治水ダムや河川の維持放流水などを活用した小水力発電の導入に取り組むとともに、事業の採算性を含めた可能性調査を行い、適地への導入を推進します。農業用水路などを活用した小水力発電においては、多様な取り組みを推進するため、研修会などを開催するとともに、導入を計画する市町村や土地改良区に対する技術支援やノウハウの提供を行うことにより、導入を促進してまいります。

また、のマイクロ水力発電ですが、施設園芸設備の電力低減や照明への利用を図るなど、地場産業への活用に向けた取り組みを推進します。

54ページをお開きください。その他の新エネルギーについてであります。5)の風力発電につきましては、陸上や洋上風力発電の適地などについて情報提供を行うとともに、小型風力発電を有害鳥獣防止電気柵として利用するなど、地場産業への活用に向けた取り組みを進めてまいります。

6)のバイナリ方式の地熱発電につきましては、現在まで導入実績がございませんが、NEDOの調査によりますと、えびの市白鳥地区において可能性が示唆されていることなどから、情報提供などを行い、導入を促進いたします。

55ページをごらんください。7)の温度差熱利用につきましては、情報提供などを行い、導入を促進します。

8)の雪氷熱利用につきましては、積雪が必要量に満たないため、導入の検討は行いません。

次に、(2)の省エネルギーとの連携であります。省エネルギーの推進は、低炭素社会の実現を図る上で最も重要な取り組みであり、新エネ

ルギーの導入促進とあわせて積極的に推進していく必要があります。このため、これまで環境みやざき推進協議会や地球温暖化防止活動推進センターなどと連携を図りながら、各種啓発活動などに取り組んでまいりました。今後も、県民、事業者、行政が一体となったこれまでの取り組みを拡充しながら、引き続き、省エネルギーの推進に取り組めます。また、県庁も一事業者として、県庁エコプランに基づき、これまで以上に省エネルギーに取り組んでまいります。

56ページをお開きください。(3)の普及啓発の推進であります。県では、地球温暖化防止活動推進センターなどの関係機関と連携しながら、各種媒体による広報活動や研修会、NPOによる個別の相談会などを実施し、新エネルギーに関する普及啓発に取り組んでまいりました。今後も、積極的に普及啓発を行うとともに、太陽光発電などの専門家をコーディネーターとして配置し、相談の受け付けや情報提供を行います。また、次代を担う子供たちに対して、メガソーラーや小水力発電を活用した体験型授業などによる環境学習にも取り組んでまいります。

次に、(4)のエネルギー高度利用技術の導入促進についてであります。これは、新エネルギーと一体となってその普及を図ることが必要なものでありまして、ヒートポンプや天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車などがございます。これらについても実証試験や情報提供などを行い、導入を進めます。

次に、57ページの12-2の災害に強いエネルギーシステムの構築についてであります。(1)の防災拠点等への新エネルギーの導入では、国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、災害時などに防災拠点や避難所となる公共施設や民間施設に新エネルギー設備などの整

備を進めていきます。

59ページをお開きください。(2)の自立分散型エネルギーシステムの構築では、災害時などの電力供給の遮断時において地域内の独自のエネルギーの確保を図るため、新エネルギーの共同利用システムについての情報提供や導入シミュレーションなどを行い、住宅や事業者の団地などへの導入を進めます。

次に、12-3の地域振興への貢献についてでございます。(1)の新エネルギー関連産業の育成では、太陽電池関連産業への支援や、県内企業のすぐれた既存技術や製品の発掘などに取り組み、新エネルギー関連産業の育成や普及拡大、新事業の創出を促進します。

(2)の産学官連携等による研究開発・技術開発への支援では、新エネルギー関連装置などの実用化の研究や、太陽熱エネルギーを利用したビームダウン式太陽集光装置による水素製造の研究など、今後も産学官連携による研究開発を支援していきます。

60ページをお開きください。(3)の企業立地の推進では、宮崎県地域産業集積・活性化基本計画を踏まえながら、引き続き、新エネルギーに関連する製造業の企業立地を進めます。

また、(4)の地場産業との協働では、市町村が実施する新エネルギーと地場産業とのマッチング調査などに連携して取り組むとともに、成功事例の情報提供を行い、新エネルギーの導入の全県的展開を図ってまいります。

次に、61ページをごらんください。第13章の「戦略的プロジェクト」であります。これは、第12章の施策の具体的取り組みの中で、おおむね5年間のうちに実施する重点的な取り組みを4つのプロジェクトとして位置づけるものであります。

62ページをお開きください。1つ目は、「みやざき太陽プロジェクト」であります。このプロジェクトは、本県の恵まれた日照環境を生かし、太陽光発電の一層の導入を促進するため、みやざきソーラーフロンティア構想のさらなる事業の展開を図るものであります。施策の展開としましては、右のページの図にありますように、住宅やメガソーラーを含む非住宅、公共施設などに、太陽光発電の積極的導入を進めるとともに、ソーラー産業の集積を図り、普及啓発活動も進めるものであります。

次の64ページをお開きください。2つ目は、「みやざき森林バイオマスプロジェクト」であります。これは、本県の豊富な木質系バイオマスを活用して、市町村や関係団体、民間事業者などと連携して、バイオマス発電・熱利用・燃料製造の導入を図るものであります。施策の展開としましては、右のページの図にありますように、国の助成制度を活用した施設整備を進め、木材チップの研究開発や新規ユーザーの開拓のための普及啓発にも取り組みながら、発電・熱利用・燃料製造の導入を図っていくものであります。

66ページをお開きください。3つ目は、「みやざき小水力プロジェクト」であります。これは、治山ダムや河川の維持放流水、農業用水路などを活用し、小水力発電の導入促進に取り組むものであります。施策の展開としましては、右のページの図にありますように、県による導入と、市町村、土地改良区などの取り組みに対する県による支援をあわせて行うことで、小水力発電の一層の導入を図っていくものであります。

次の68ページをお開きください。4つ目は、「エネルギーの地産地消による地域・産業づくりプロジェクト」であります。これは、地域資

源を活用した新エネルギーと、林業や農業、観光などの地域産業とのマッチングを図り、関連する産業の集積を進めながら、地域経済の活性化を図るものであります。施策の展開としましては、右のページの図にありますように、県との連携や支援のもと、市町村が新エネルギー導入を促進するために、協議会設置や計画づくり、可能性調査などを実施しながら、地域における新エネルギーと地場産業のマッチングを進め、エネルギーの地産地消を図っていくものでございます。

次の70ページから73ページにかけましては、この4つのプロジェクトの工程表を記載しております。

次の74ページをお開きください。第14章の「導入目標」であります。導入目標値につきましては、2010年度を基準年としまして、最終年度である2022年度と中間年度の2017年度における値を新エネルギーの種別ごとに設定いたします。表14.1.1をごらんください。まず、発電についての2022年度の目標としましては、太陽光発電が現況値の9倍の70万キロワット、バイオマス発電が2倍の5万2,000キロワット、小水力発電が2倍の1万1,000キロワットとするなど、発電トータルで77万1,000キロワットを導入目標とし、現況値の7倍を目指すことといたします。

また、熱利用の2022年度の目標としましては、太陽熱利用が4万キロリットル、バイオマス熱利用が現況値の3倍の5万6,000キロリットルとするなど、熱利用トータルで11万キロリットルを導入目標とし、現況値の2倍を目指すこととしております。

75ページをごらんください。導入目標設定の考え方についてであります。まず、太陽光発電ですが、住宅用については、2012年度の設置数

の約3,500基よりも今後はさらに設置が進むものとして目標値を設定いたしました。また、非住宅用については、今年度の固定価格買い取り制度の開始後の認定状況をもとに目標値を設定いたしました。

次の太陽熱利用は、県民・事業者意識調査の結果をもとに、一定の導入が進むものとして目標値を設定いたしました。

バイオマスは、林地残材など未利用のバイオマスの利用可能な見込み量をもとに、バイオマス発電と熱利用について今後の計画などを想定して目標値を設定し、次の76ページのバイオマス燃料製造は、木質ペレットの増産計画などを想定しまして目標値を設定したところです。

また、小水力発電は、今後の河川などへの整備計画や農業用水路への整備を想定しまして目標値を設定し、次の風力・地熱・温度差熱利用については、実績づくりを想定して目標値を設定したところです。なお、風力発電は、導入までのリードタイムが長いこと、地熱と温度差熱はまだ実績がないということで、実際の導入までに期間を要することを勘案しまして、中間年度以降での導入を見込むことといたしました。

77ページをごらんください。新エネルギーの導入による効果についてであります。(1)の電気使用量に対する自給率ですが、表14.3.1をごらんください。2010年度の電力使用量に対する新エネルギーの自給率は2.8%であります。2022年度に新エネルギーの導入目標が達成されまると、新エネルギーの発電量は124万5,322メガワットアワーとなり、自給率は13.6%となります。

次に、(2)のエネルギー消費量に対する自給率ですが、2010年度のエネルギー消費量に対する新エネルギーの自給率は3.2%であります

が、2022年度に新エネルギーの導入目標が達成されまると、新エネルギーによるエネルギー供給量は43万48キロリットルとなり、自給率は12.1%となります。

78ページをお開きください。(3)の二酸化炭素排出量の削減効果です。表14.3.2をごらんください。各新エネルギーの導入目標が達成された場合の化石燃料の代替効果は43万48キロリットルとなり、これから算出される二酸化炭素排出削減量は74万7,724二酸化炭素トンになります。

79ページをごらんください。第15章「計画の推進」についてでございます。まず、推進体制ですが、ビジョンの実効性を高めるために、1)にあります有識者や県民、事業者、行政などで構成する宮崎県新エネルギー導入促進協議会を設置し、当協議会においてビジョンの進行管理や施策への提言などを行います。

また、2)の庁内組織として、新エネルギー関係課などから構成されます宮崎県環境保全対策調整会議を中心に、情報交換を行いながら、ビジョンに基づく施策の展開を図っていきます。

80ページをごらんください。進行管理につきましては、ビジョンの取り組み状況について宮崎県新エネルギー導入促進協議会に報告するほか、ホームページなどを活用して県民に広く公表していくこととなります。

この素案につきましては、今後、市町村との意見交換やパブリックコメントを実施しまして、最終案を取りまとめ、2月議会で議案としてお諮りする予定としております。

新エネルギービジョンについての説明は以上でございます。

申しわけございませんが、引き続きまして、報告事項の2番目、宮崎県環境計画に係る取り

組みの概要についてでございます。説明資料は、お配りしております別冊資料の2「宮崎県環境計画平成23年度取組の概要」をお願いしたいと思っております。

それでは、資料の1ページをお開きください。本計画は平成23年3月に策定したもので、平成23年度が取り組みの初年度となります。

1ページから2ページは、計画の施策体系をまとめたものでございますが、長期的な目標を新しい「太陽と緑の国みやざき」の実現としており、環境分野別の施策として、の「低炭素社会の構築」からの「環境保全のために行動する人づくり」の分野別施策ごとに、施策の基本方向とその展開内容を定めております。

次に、3ページをお開きください。この資料でございますけれども、施策の展開内容ごとの取り組み状況と取り組み成果、そして主な関連事業名を記載しておりまして、分野別施策ごとに主な指標とその実績を記載しております。

それでは、取り組み概要の主なものについて御説明させていただきます。まず、の「低炭素社会の構築」の1の二酸化炭素等排出削減でございます。(1)家庭部門における排出削減対策としまして、環境みやざき推進協議会や地球温暖化防止活動推進センターとの連携による啓発事業などに取り組むとともに、(2)産業・業務部門における排出削減対策としまして、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」を一部改正し、温室効果ガス排出抑制計画書を提出する対象事業者の拡大などに取り組ましました。

次に、4ページをごらんください。2の再生可能エネルギーの利用促進では、(1)の太陽光、太陽熱エネルギーの導入促進として、県内住宅への太陽光発電システムの設置者に対し補助や

融資を行うとともに、(2)のバイオマスエネルギーの導入促進として、木質ボイラーや県内木質ペレットの利用拡大を図る取り組みを進めたところであります。

次に、5ページをお開きください。3の二酸化炭素吸収源対策として、(2)のオフセットクレジット制度の活用として、県有林のJVER取得や企業の森づくり活動の推進などに取り組んだところがございます。

次に、6ページをごらんください。主な指標と実績であります。この項目では、平成23年度の実績は未公表ですので、参考値として直近の平成21年度の実績値を記載しております。まず、温室効果ガスにつきましては、工場からの一酸化二窒素の排出量が大幅に改善されたことにより、基準年と比較して排出量が大きく削減されています。このうち、温室効果ガスの約7割を占める二酸化炭素の排出量は、全体では削減されているものの、家庭部門や業務部門での排出量が増加しておりまして、引き続き、削減に向けた取り組みを推進していく必要がございます。

また、新エネルギーの電力につきましては、平成21年度からおおむね順調に増加しているところがございます。

次に、7ページをお開きください。の「地球環境、大気・水環境等の保全」の1の地球環境・大気環境の保全では、(1)のの大気汚染防止法に基づく大気汚染の常時監視や、(2)の有害大気汚染物質のモニタリングを初め、(4)ののフロン類回収業者に対する指導などに取り組みました。

次に、8ページをごらんください。2の水環境の保全では、(1)の水質汚濁防止対策として、測定計画に基づき、公共用水域及び地下水の水

質の監視を行うとともに、(2)の生活排水対策として、浄化槽の整備などに取り組んだところがございます。

9ページをお開きください。3の化学物質対策では、(1)のダイオキシン類の環境調査の実施や、(2)の事業者の化学物質対策への監視・指導に取り組みました。

次の10ページをごらんください。主な指標と実績であります。23年度の大気環境基準達成率では、一部の項目において環境基準に未達成の部分があったものの、本県の大気環境はおおむね良好な状況でございます。また、水質基準環境達成率では、全ての水域において環境基準を達成しており、生活排水処理率につきましても、おおむね順調に推移しております。

次に、11ページをお開きください。の「循環型社会の形成」の1の4Rと廃棄物の適正処理の推進では、(2)の4Rの推進と地域性を生かした循環型社会の形成として、10月に九州統一マイバッグキャンペーンを実施するとともに、県4R推進協議会を通じた4Rアクション活動に取り組みました。

次に、12ページをごらんください。2の環境にやさしい製品の利用促進では、(1)の積極的な木材利用の推進として、住宅建設予定者を対象に県産材を活用した住宅についてPRを行う講習会や、木に触れる場所を提供する「木づかいイベント」などを行いました。また、(2)、(3)にありますように、公共土木事業における木材利用を進めるため、関係部局から構成されるグリーン公共事業推進部会での検討を行ったところであります。

次に、13ページをお開きください。主な指標と実績であります。一般廃棄物及び産業廃棄物につきましては、23年度が未公表のため、22年

度の参考値を示しておりますが、排出量及び最終処分量は減少し、再生利用量は増加するなど、いずれも順調に推移しているところであります。

次に、14ページをごらんください。の「生物多様性の保全」の1の生物多様性の確保では、(1)の重要地域の保全として、野生動植物の重要生息地などについての調査を行うとともに、(4)の希少野生動植物の保護として、改訂版レッドデータブックの概要版の作成・配布を行ったところでございます。

次に、15ページをお開きください。2の人と環境を支える多様で豊かな森林づくりでは、(1)の健全で多様な森林づくりとして、森林の機能に応じた森林整備を推進するとともに、森林環境税を活用した森林整備などに取り組みました。

次に、16ページをごらんください。4の自然とのふれあいの場の確保では、(1)のの青島園地及び九州自然歩道尾鈴コースの施設整備や、(2)の川南遊学の森における自然体験講座の開催などに取り組みました。

次に、17ページをお開きください。主な指標と実績であります。ほとんどの指標において、おおむね順調に推移しておりますが、森林ボランティア延べ参加者数や、ひなもり台県民ふれあいの森利用者数につきましては、新燃岳火山活動の影響などにより実績が減少しているところであり、今後、一層の取り組みを進めてまいります。

次に、18ページをごらんください。の「環境と調和した地域・社会づくり」の1の環境にやさしい地域・産業づくりでは、(3)の環境とともに歩む循環型農林水産業の推進として、農業分野では、エコファーマーなどが行う取り組みを支援するとともに、林業分野では森林認証

制度の普及や、木質バイオマスの利用拡大のための林地残材の収集・運搬システムの検討などに取り組みました。

20ページをごらんください。主な指標と実績であります。エコファーマー認定件数以外の指標では、おおむね順調に推移しているところでございます。

次に、21ページをお開きください。の「環境保全のために行動する人づくり」の1の環境学習の推進では、(2)の家庭、地域、職場における環境学習の推進として、環境情報センターにおいて環境学習会の開催や環境保全アドバイザーの派遣などを行い、(3)の環境学習に関する情報の提供として、啓発誌の「ecoみやざき」や環境ポータルサイトによる情報提供に取り組んだところでございます。

次に、22ページをごらんください。2の環境保全活動の推進では、(1)のの森林ボランティア団体の育成や森林づくり活動への支援、(2)のの県民総ぐるみの環境美化活動「クリーンアップ宮崎」などの実施に取り組んだところでございます。

次に、23ページをお開きください。主な指標と実績であります。おおむね順調に推移しておりますが、この中で、環境保全アドバイザー講座の受講者数や環境ポータルサイトへのアクセス件数につきましては、実績が減少しております。今後、講座内容やポータルサイトの充実、積極的な周知を図るなど、目標に向けての一層の取り組みを進めてまいります。

以上、宮崎県環境計画の平成23年度の取り組みの概要について説明してまいりましたが、項目によっては成果が上がっていない部分も見られますので、目標値達成に向けて今後さらに取り組んでまいりたいと考えております。この概

要につきましては、県のホームページで公表することとしております。

説明は以上でございます。

松村委員長 委員の皆さんにお諮りしますが、説明が大変長くなりまして、その他の報告事項に関しましては、もう1件ございませうけれども、一たんここでこれまでの説明についての質疑に入ってもよろしいでしょうか。それとも、続けて説明を求めたほうがよろしいでしょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、もう時間もございせんので、続けて、ちょうど区切りのいいところということで、説明を求めたいと思います。

那須みやざきの森林づくり推進室長 最後に、社団法人宮崎県林業公社の経営状況について御説明いたします。

委員会資料の13ページをごらんください。林業公社につきましては、昨年度改訂しました第3期経営計画に基づいて経営を行っているところであります。本日は、本年度の実施状況について御報告いたします。

まず、(1)の第3期経営計画の改訂計画における収支計画であります。平成24年度から29年度までの収支を下の表のとおり見込んでおります。24年度については、収入29億5,100万円、支出は29億700万円で、年度末資金残高を1億5,000万円確保することとしております。

詳細につきましては、15ページをごらんください。この表は、24年度の改訂計画とことし4月から11月までの収支実績を、収入と支出ごと、主な項目に分けて記載をしております。

まず、収入の主伐売り上げですが、11月までの実績が1億6,073万9,000円で、これは今年度計画していた年間売り払い面積183ヘクタールの

うち、10月まで2回の公売102ヘクタール分の売り払い収入であります。このため、改訂計画に基づく残りの面積は81ヘクタールとなりますが、木材市況を踏まえ、現在、今後の公売の時期、売り払い量等について検討しているところであります。参考としまして、この表の下に別表で24年度の公売結果を記載しておりますが、計画どおりの主伐売り上げ収入を確保するためには現時点で約1,800万円ほど不足しております。

上の表に戻っていただきまして、間伐等売り上げですが、実績は1,680万1,000円で、これは、昨年度に間伐を行って、今年度にその間伐材を搬出して売り払ったことによる収入です。今年度は、間伐適期である秋口に材価が低迷していたため、市況を考慮して事業発注を11月に延期したことから、事業の完了が翌年度になる可能性があり、年度内にどの程度の収入が見込まれるか、現時点では未確定であります。

次に、所有者負担金ですが、これは、施業受託事業による下刈り事業の森林所有者負担金であります。今年度は、当初予定の事業量を若干下回ったことから、負担金は減少しております。

次に、補助金ですが、実績450万円は、植栽未済地対策事業に係る補助金であります。改訂計画では、間伐や作業路開設等に係る補助金を計上しておりますが、間伐事業の発注を延期したことから、間伐等の一部の補助金収入が翌年度になる可能性があり、現時点では年度内の収入は未確定であります。

次に、長期借入金ですが、改訂計画では、長期借入金23億758万9,000円のうち、繰り上げ償還の財源として日本政策金融公庫からの借入金約10億円を予定しておりましたが、予定を6億円下回り、約4億円の見込みとなりました。これは、繰り上げ償還を予定していた長期借入金

の一部について、金利交渉で市中銀行が利率の引き下げに応じていただいたことから、繰り上げ償還の必要がなくなり、その分、公庫からの借り入れが減少したものです。この結果、最終借入額は約17億円となる見込みであります。

その他は、退職給与引当資産取り崩し収入や分収権処分等に係る収入であり、今年度の計画は達成できる見込みであります。

次に、支出についてであります。直接事業費は、間伐や作業路開設等に係る経費ですが、事業発注を延期したことから、一部の事業完了が翌年度になる可能性があり、現時点で年度内の支出は未確定であります。

次に、分収交付金ですが、今後の主伐等の売り上げ量が未確定のため、現時点で年度内の支出も未確定であります。

次に、一般管理費ですが、これは人件費や管理費等で、おおむね計画どおりの支出が見込まれます。

次に、元利償還金ですが、改訂計画では、元利償還金23億5,408万3,000円のうち、市中銀行等への繰り上げ償還額に約10億円を予定しておりましたが、約4億円の見込みとなりました。これは、上記の長期借入金収入と同様、繰り上げ償還の一部が必要なくなったことによるものであります。このことで計画以上の利息の軽減が図られ、支払い利息も減少すると見込まれております。この結果、最終償還額は約18億円となる見込みであります。

収入、支出の状況は以上であります。

最後に、年度末資金残高についてであります。23年度末資金残高の括弧内の数値であります。23年度の主伐売上高などが見込みを上回り、昨年12月の改訂計画策定時に予定していた1億556万4,000円が1億5,067万9,000円と

なったものであります。このことから、24年度末資金残高は現時点では1億9,511万5,000円となる見込みであります。今後の主間伐量が未確定であることから、24年度の資金残高の見込みも未確定であります。

今後とも、市場動向や改訂計画に基づく年度末資金残高を視野に入れながら、引き続き、主伐や間伐による収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。ここで、その他の報告事項についての質疑という時間でございますが、お昼の時間が近づいてまいりましたので、お諮りしたいと思います。質疑については午後に回してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、ここで休憩とし、午後は1時から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時1分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

午前中に、その他の報告事項に関する説明を受けました。そこで、引き続きその他の報告事項についての委員の皆さんの質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

河野委員 新エネルギービジョンで幾つかお伺いしたいと思うんですが、まず結論部分で確認したいんですけども、資料1の77ページの新エネルギーの導入による効果ということで、特に注目するところは、平成22年度から平成34年度でエネルギー自給率を13.6%まで持っていくとありますが、これは高目の設定と判断して

よろしいのでしょうか。やれる設定というか、そこら辺のことをまず確認したいと思います。

川野環境森林課長 今回のこの自給率につきましては、その前の導入目標値から導き出した自給率でございまして、この導入目標値につきましても、今回、発電でいきますと7倍を目指すということで、前回の新エネルギービジョンにつきましては、10年間で約2倍、倍増を目指すというような目標値でございましたので、今回はかなり頑張っていきたいという導入目標値を掲げているところでございます。したがって、自給率につきましても、現在の2.8%を13.6%まで持っていく。消費電力における新エネルギーの率をここまで高めていく。下に書いてありますように、約4.9倍自給率を高めていくというような目標になっておりますので、かなり高目の設定にはなって、今までと比べますと頑張った目標設定になっていると思います。

河野委員 ちなみに、中間目標の17年度は、自給率は設定しているのでしょうか。

川野環境森林課長 この表上では、自給率は、中間年度はまだ算出していなかったところでございます。

河野委員 例えば、導入時期を最初の5年度で急速に持ってきて、後、緩やかな導入にしていくのか、平均して導入していくのか、そこら辺はいかがでしょうか。

川野環境森林課長 今回の導入目標値の考え方としましては、先ほど御説明しました風力、地熱、温度差以外のものにつきましては、毎年同じような増減率でふやしていこうというような導入目標値になっております。5年間を中心というふうな設定にはなっておりません。ただ、風力、地熱、温度差につきましては、当初5年間ではなかなか実績が出ないということ

で、後年度5年について導入していこうというような目標値になっております。

河野委員 今回の一般質問でちょっと議論させていただいた部分があるんですけども、もしかしたら考え方の根本が違うかもしれませんが、千葉大の倉阪教授が永続地帯という考え方で、総需要を新エネルギーでどれだけ示せることができるのかということで資料の提示があったと思うんですが、例えば大分県なんかは新エネルギーで25.9%まで自給率がいつているというか、これは自給率というんですかね 再生エネルギーというあれになると思うんですけども、結構高目に自給率があるんですけども、知事の意向としたら、新エネルギーを宮崎は目標に掲げていくという割には、大分県とか比較すると、この13.6%というのがどうなのかなというのがちょっとあるんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

川野環境森林課長 今回は新エネルギーについての自給率ということでございましたが、一般的に言われている再生可能エネルギーの自給率で考えますと、今回これに入っていない水力発電、大規模な水力発電が入ってまいります。ちなみに、この資料にはございませんが、本県の場合、非常に水力発電の導入が進んでおりまして、その分を加算して考えますと、水力発電を含めると29%の自給率になるという状況ではございます。

河野委員 そこはちょっと議論したところで、そこを入れるか入れないかということでの定義とこの教授の考え方に整合性を図ることができなかったのも、ただ、目標設定としては、やはり新エネルギー立県ということでは、高目高目の設定で目指すべきところを目指していただきたいというのが一つです。

今回、意見書でもちょっと議論していこうというのが 宮崎県は、陸的なエネルギーの設定とかはあるんですけども、海的なエネルギー供給の設定というのがちょっと見られないんですけども、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。洋上の風力ということは記述には出ていますが、例えば海底エネルギーを云々かんぬんするとか、そういうことについては宮崎は考えないのか。

川野環境森林課長 洋上風力につきましては、若干、県南地域の海岸部で賦存量があるというような調査の結果がまとまっているところがございますが、洋上風力というのは実用化に向けていろんな課題もあるという実情がございますので、今回のビジョンにおきましては、目標値の設定につきましては、やはり賦存量の多い陸上に設置するような方向で目標値を設定しておるところでございます。洋上に関してはエネルギーを加味した目標値というのは今のところございません。

河野委員 計画ということですので、いろいろとお聞きしたいと思うんですけども、例えばメタンハイドレートというのがあって、南海トラフで、結構宮崎に近いところでそういう埋蔵の可能性のあるところが、今回というんでしょうか、確認されて、発掘も試験的にやられているというのをちょっと聞いたんです。そこら辺の、ある意味、国家プロジェクトの部分が強いと思いますが、県がかかわろう、または産学官等がかかわっていこうとか、そういうことについては触れていないということによろしいんでしょうか。

川野環境森林課長 確かに、メタンハイドレートは今、非常に話題になって、宮崎県の沖の方にもあるんじゃないかというお話もあります。

ただ、国の動向等を見ますと、国のプロジェクトで大々的にパイロット的に研究が進んでいるところがございますので、県レベルでメタンハイドレートの取り組みを積極的にというところまでまだなっていないというところで、今回のビジョンの中では、メタンハイドレートという部分は、中身としてはまだそこまではいっていない、中身は含まれていないというふうになっております。

河野委員 最後ですけども、資料1の75ページ、バイオマスの記述の中で、「このため、バイオマスの導入目標の設定にあたっては、林地残材等の未利用木質資源」云々とあって、「利用可能な見込み量を基に算定することとしました」ということは、結論的に、だから目標は低目ですという考え方なんでしょうか。

川野環境森林課長 ここには数字としては上がっておりませんが、未利用木質資源、それから、ここにあります食品系・下水汚泥系バイオマス等々の利用可能な見込み量ということで、約60万トンを見込んでおまして、この中に当然、林地残材等が57万トンということで、いろいろ入っているわけなんですけれども、まだ林地残材というのはほとんど進んでいない状況でございます。今回、この目標を設定するに当たりまして、林地残材も含めた全ての未利用木質、それから下水関係、食品関係合わせて60万トンのうちの6割の36万トンを利用するというのを仮定しまして、それで発電に幾ら、熱利用に幾ら、燃料製造に幾らというふうに戻すような形で目標値を設定しております。この6割という設定は、かなりきついというか、頑張った設定になっておりますので、その部分でいけばかなり高い目標値になっているというふうを考えております。

河野委員 積極的だと捉えていいということ
でよろしいでしょうか。

川野環境森林課長 はい。

十屋委員 今回の一般質問でもたくさん出
ました木質のバイオマス発電で、企業局と環境森
林部としての連携というのはどういうふうに考
えていらっしゃるんですか。企業局側も小水力
とはっきりおっしゃったんですけれども、ここ
にも小水力、出てくるんですが、その連携とい
うのはどういうふうにとられていますか。まず、
そのあたりから。

川野環境森林課長 確かに、企業局は小水力
に力を入れるというようなお話もありますけれ
ども、この10年間ずっとこのビジョンに基づい
て各エネルギーを進めていくという視点から、
先ほど推進体制の中で御説明もしましたように、
庁内のそういう連絡会議をつくりまして、当然、
企業局も入っていただく形で、どうしたらこ
のビジョンを実現できるか、どういう施策を進
めていくかというところを検討しながら、進め
ていきますので、当然、木質バイオマスをも
その中で進めていく中にも、いろんな企業局の協力
とか、お知恵を拝借するとか、いろいろ連携で
きる部分が出てくるのではないかとというふう
に考えております。今後、実効性を高めるため
の体制の中で、関係する部局とそういう連携を
図るような取り組みを進めていきたいという
ふうで考えております。

十屋委員 連携するというのはわかりました。
環境森林部で、木材の価格が一番低迷している

先ほども議論がありましたように、未利用
の林地残材があるとか、搬出するのに10キロ圏
が木質バイオマスの、答弁もありましたように、
コストがその限界だろうということで発言され
たんですが、企業局が持っているダムとかあり

ますね。太陽光をその辺につけるとか、そのあ
たりで何か活用できないとか、木質にしても、
もう少し土地を確保するような考え方を持って、
環境森林部としてはこっちに一方に課題があっ
て、こっちにもう1つ有効な事業を立ち上げる
可能性があって、企業局ともっと連携してそこ
をやっていくことで未利用の林地残材の利活用
にもなるし、今度はこっちのビジョンとしても、
もっともっと再生可能エネルギーが進んでいく
ような形になると思うんですが、そのあたりも
う少し投資 お金がないと言われればそれま
でなんですけれども、投資をして、絶対に再生
可能エネルギーはバックしてくるわけじゃない
ですか。投資等、環境森林部ができないんで
あれば、企業局に働きかけて、そういうのを積
極的にやるべきだと思うんですが、そのあたりは、
連携されるというところまではわかりました
けれども、そういう考え方は持たれないのかな
と思って、部長がもしお答えいただければ。

堀野環境森林部長 基本的な考え方として、
今回の議会でも企業局長の答弁がありました
けれども、企業局というのは、ノウハウ等々
を見た場合に小水力発電について力を入れて
いくという答弁があったと思います。私ども
としては、御指摘があったように、木材価格
の安定化のために木質バイオマス発電とい
うものにも積極的に取り組んでいきたいと思
っています。このビジョンの中でも、3つの
うちの1つと位置づけています。

木質バイオマスについては、新聞でも出
ましたけれども、今、1カ所、都農のほうで
計画というのが出ております。あと幾つか
複数の計画もあるんですけれども、そう
いった民間の力で

固定価格買い取り制度が始まりました
ので、民間で採算が合うという形になっ
てきているん

だろうと思います。そういった意味で、民間のほうを支援していきたいというのがありまして、先ほど10キロという話がございましたけれども、あくまでも固定価格買い取り制度が始まる前の想定でございまして、固定価格買い取り制度が始まればもっと広がってくる、そういったことを今年度また検討して、実証していこうということで取り組んでいきます。そういった意味で、林地残材は57万トンありますので、それが安定的な価格で取引されれば、林家の経営が改善されますし、また木材価格の引き下げ要因になっているC材 曲がりの多い材木なんですけれども、これもその材料になるんじゃないかということで、価格の底上げにつながるんだろうということで、一生懸命やっていきたいというふうに考えております。

十屋委員 今、部長が答弁されたように、採算が合えば距離は10キロじゃなくてもいいということですか。買い取り制度がスタートしましたね。今、1件、都農のほうでという話が出ましたけれども、もう1つ、もうちょっと北のほうにもという話もあります。その辺のところでは可能性としては私も実感するんですけども、企業局自体にノウハウがないということだけではなくて、技術というのはどこからか移転すれば、企業局の力であれば多分そう難しい問題ではないのかなと。運転する側と建てる側、建築というか、建てて活用していくということであれば、今までのノウハウがあるわけで、民間とミックスしてやれるようなそういうことはできないのかなと。これは環境森林部じゃなくて企業局に聞かなきゃいけないんですけども、そういうことも考えるものですから、そのあたりをもう一度、部長のほうで何か答弁があれば。

堀野環境森林部長 企業局から聞いたお話が

前提なんですけれども、やはり企業局というのは木質バイオマスに関するノウハウはほとんど持っていないというのが現実でありまして、今まで電気事業をやっておりますので、そういった意味で小水力に関する部分についてはノウハウを持っているので、そこに集中していきますと。市町村等々と連携とってやっていきたいということをおっしゃっております。そういった意味で、木質バイオマスに関して言えば、我々は民間のほう 固定価格買い取り制度がスタートしましたので、あくまで民間ということを中心に考えていきたいなというふうに考えています。企業局とのコラボの関係では、太陽光というお話がございましたけれども、仮にそういった公共で遊休の土地があればそこを活用するとか、そういったことは今後あり得るんだろうと思っています。

十屋委員 最後にしますけれども、ということは、環境森林部としては、こういうビジョンを立てているけれども、民間のそういう投資に対してはいろんな形で支援をするということですね。ある程度、企業局とか、そういうところあたりはノウハウがないということが大前提にあって、そういうふうなお考えになられるというふうに理解してよろしいですか。

堀野環境森林部長 はい。

中野委員 このバイオマス、私は考え方としては別に意見があるわけじゃないんですけど、県内でバイオマス施設の大きいところ、名前を出すと南国興産、一企業にこれだけやって、その企業でつくる電気だけで何十億とか、それは聞いたら、畜産廃棄物の処理方法がないといって、その分ならわかるなという気がしたんですけど。もう1つ、延岡の製材所とか、バイオマスで電気をつくる。その電気を例えばその製材工場

しか使っていない。そこにバイオマスの施設で2億円なら2億円補助金をやる。それをつくって、単純に考えると、その工場の電気料が2億円補助金になって安くなるだけで、我々一般県民については何のメリットもないと思ったんだけど、どういうふうを考えればいいのか。一企業に 俺は本当にそれが不思議でたまらん。

楠原環境森林部次長 今、委員おっしゃいました製材工場とセットになっているのは、県内に2カ所ございます。南のほうの製材工場と都城に1カ所、これはかなり小さい分 1カ所は小さくて、南那珂の分は1,300キロワットぐらい、これはかなり以前につくったものでして、この時点では、製材工場からどうしても端材とかが出ますので、その分を、自家といたしますか、乾燥とかいろんなものも含めて、環境に優しい、重油を使わないエネルギーでやっていこうというので、木材の製材した残り、そういったものを使えるような仕組みとして導入されたものです。

これから行う分というのは、今、部長からもありましたように、例えば、ごらんになったかもしれませんが、福島のお会津で5,000キロワットのが固定価格買い取り制度がスタートして行われていますけれども、これは新たに設置されて、5,000キロワットクラス、こういうところでは4万トンとか5万トンとかいうチップが必要になります。そういう意味では、それこそ、林地、山に使われずに放置されているそういったものが資源として使われますので、山村に所得として返っていくというふうに考えています。

中野委員 そういう廃材とか、自然に放置すれば腐葉土になってくれるわけよ。金を出してまで燃やして、一企業のためにするのかと不

思議でたまらん。例えば、旭化成もチップをつくるところまで補助金出して、足りない分はまだ買っているというか、余った分は売ってするわけだけれども、それなんかかなりの補助金

一企業しかメリットがないと俺は思うんだけど、そこが不思議でたまらんのだけど、まあ、それはいいですわ、そういう意見があるということだけで。本当にわからんな、こればかりは。買い取り制度があっても、42円か何ぼで売ったりして、また補助金をやった上にもうけて、その分はまた補助金をやった上に電気料で払うなんて、そんなばかな話があるのかなと。バイオマス、バイオマス、何か林野庁の補填でもしているのかなという感じしか受けんのだけど、何ぼ理屈で考えてもわからん。後はいいです。言いわけだけになるでしょうからな。

福田委員 説明をよくお聞きいたしました。この中で、県内の新エネルギーの賦存量は圧倒的に太陽ですね。太陽光発電。そのところに私は注目して課長の説明を聞いておったんですが、どうも利用の仕方、これに新味がないなと思っています。いろいろ委員会等で、この委員会、別の委員会もあるでしょうけれども、議員からの発言、あるいは本会議の質問等を通じて、聞いておりますと、太陽光の利用については、宮崎県は農業面がすごいんですよ。ハウス園芸、ビニールハウス、これは日本一の利用、それから、説明がありました家庭用の太陽熱温水器ですね。言うならばローテクなんですね。ローテクですと非常にうまく自然エネルギーを利用しているわけです。発電については、これは電力転換をしていくわけですから、国の施策で非常に進んでいます。しかし一方では、本県の産業、ビジネスを起こす、特に今議会でも話題になっていますフードビジネス等について、新エネル

ギーの利用をもっと積極的に考えて、このビジョン展開をされる必要があるんじゃないかなと思います。

例えば、資料1の59ページに産学官連携と書いてありますね。三鷹光器のビームダウン式太陽集光ですね。これは非常に我々も注目をしまして、4年前ですか、我が会派は本社の施設を見学しました。その見学をしたものが今、宮崎大学と農業試験場に移転されているんです。4年前、だから東京都では数年前に試験研究が終わったものなんです。そのものがそっくり移転してきています。例を挙げますと、農業試験場の太陽熱の利用方式なんかはとても実用化になるような代物じゃないんです。私、関心があったから見ましたけれども、その辺も委員会等で指摘をしておりますが、それをそのままここに持ってこられていますからね。

それからもう1つ、資料1の65ページ、バイオマスプロジェクトの中でバイオマス熱利用、これは中野委員の発言にも関連しますが、ペレット暖房機の導入等について、今さらながらここに掲載されておりますが、実はなぜ10年もたってペレット暖房機が普及しないのか。委員会や本会議場で何回も指摘がされておりますが、ペレットを使った場合には、やっぱり既存の燃料と比較して高い。機材も高価だということで普及が進んでいないんです。これが進むような方式でやられたらどうですかということに対して、全庁的にまだ検討が進んでいないだろうなと思います。

またまた、最近の資料を見ますと、JR九州が新富で農業参入しますね。あれにペレット暖房機が20台入ると書いてありましたが、実験をしてもらえばいいかなと。JR九州さんはお金持ちだからと思って見ているんですが、やっぱ

り私は、本県がフードビジネスに一生懸命取り組む中で、それに寄与できるような新しいエネルギーの利用をひとつ提案してもらいたいなという気持ちがありまして、お願いをしているんです。例えば木質であれば、大量の熱回収については、旭化成がやっている、いわゆる石炭混焼、これはコスト的に合いますね。それか、ペレットじゃなくてチップ方式、そういうもの。それから、電力転換については、これは国がやりますから問題ないと思いますが、熱の直接利用について、宮崎県独自の産業を考えて、全庁的に新エネルギーのビジョンを組んでもらう、その辺が大事ではなからうかと考えておるわけですが、どのようにお考えでございましょうか。これは直接の課でないから、ちょっと過酷かもしれませんが。

川野環境森林課長 委員がおっしゃるように、フードビジネスというのは、今、重点施策として、県が取り組もうとしている部分でございまして、宮崎のいろんな資源を考えますと、やはりフードビジネスというのは大きなビジネスチャンスにつながるというふうに考えております。おっしゃいましたように、フードビジネスに寄与できるような新エネルギーの活用方法という視点がこの中に入っていないという御指摘でございました。総合政策課あたりともこういうフードビジネスについて今後また協議させていただきますが、一つのイメージとしましては、このプロジェクトの中の4つ目に「エネルギーの地産地消による地域・産業づくりプロジェクト」というのがございまして、それぞれの地域の中で、市町村が中心になりますが、そこにある、地域にある資源を活用して地場産業にどう結びつけていくか、それで地域の産業づくりにつなげていこうという一つの仕組みづくりを県

のほうで支えて進めていくというふうなことで、今、プロジェクトの一つに盛り込んだところでございますので、こういう地場産業の中に当然、フードビジネスというのも盛り込みながら、そういうところで取り組めるような仕組みも今後、総合政策部と協議しながら考えていきたいというふうに考えております。

福田委員 お取り組みを期待したいと思っております。私はずっと議会におりまして、見ていまして、本当にばらばらなんです。宮崎県で利用できる太陽熱というのは、これはもうみんなが気づいているんです。システムそのものがまだ開発されていない。木質についてもですね。ぜひ、その辺を「本気」という言葉が今議会では入りましたね。本気で取り組んでほしいですね。でないと、こういうビジョンを次から次から打ち出されましても、この冊子の中でアイデアとしてとどまることになりまして、進化がないなと考えております。ぜひ、お取り組みを強力にいただきますように要望しておきたいと思っております。

中野委員 自然エネルギーで電気の達成キロワットが5万とか、ちょっと探すけれども、どこだったかわからんのだけど、例えば我々素人は、5万とか10万キロワットをどうのこうのと言われても、全然予想だにらんわけ。私はまだ覚えているけれども、リニアの太陽ソーラー、あの施設で大体平均家庭の300軒ぐらいと言われた。ああ、なるほどなと思った。例えば、ここで何万とか何十万 普通の一般家庭の電気使用量としたら何万世帯か何百世帯か、そんな表示をしたほうがいい。何万キロワットとか言われても全然わからん。どこかに書いてあったあの量というのはどんな量、県庁が今使っている電気量を賄える量が、県庁の分が5軒か6軒ぐ

らい賄える量が、そんなことをぜひして 素人には何が何やらわからん。課長がわかっておればいいけれども、教えてよ。

川野環境森林課長 確かに、一般の方が見られて何万キロワットがどういうレベルのものかというのがわからないんじゃないかというふうに 私も素人なので余りわかりませんので、どこかに注釈を入れて、普通の住宅の1カ月分の使用が何キロワットぐらいで、その何万世帯分に相当しますというような、最終案に向けてそういうわかりやすい文言の表現を考えてみます。

丸山委員 初歩的なことで申しわけないんですが、聞けば聞くほどわからなくなりましたが、このエネルギービジョンができて、例えば何か有利な補助制度にのっかれるとか、何かあるんでしょうか。何のためにつくるのか。ただ目標設定しただけなのか。何なのかなというのがちょっとわかりづらいものですから、これがなくても、今どんどん太陽光の発電所というのは民間のほうで進んでいるものですから、何のためにこれをもう一回改めてつくる 前のビジョンがあるから、期限が切れて、目標を達成したから早く切りかえましょう、また特に原子力発電の問題があるからつくりかえましょうという雰囲気はわかるんですが、まず何のためにこれをつくらなくちゃいけないのか、基本的なことを教えていただきたいと思っているんですが。

川野環境森林課長 このビジョン策定の意義というか、目的でございますね。これは何かと申しますと、今いろんな計画のある中で新エネルギーにスポットを当てた計画ということで、宮崎県が今置かれている状況を考えますと、やはり新エネルギーを積極的に導入すべきではな

いかと。今までの流れの中で、特に環境が変わってきて、新エネルギーは今から宮崎の地域資源を生かせる大きな資源だということで、環境にもいいし、災害にも強い電源だし、地域産業にも貢献できるというような新エネルギーの認識論がございます。県として新エネルギーをどういう方向性に持っていくかというその考え方の、いわゆる目印になるような指針という位置づけで、今まであった10年間のエネルギービジョンがまず実態に合わなくなっているの、今、見直して、今後10年間どういう形で県が新エネルギーの導入に取り組んでいくか、一つの努力目標という形でこういう目標値を定めて、関係する部局が非常にたくさんありますので、そこが一丸となってこういう方向性で施策を展開していくんだというその方向性をこの中に位置づけて、明確にして、それに向けて毎年毎年進行管理する中で、その施策がちゃんと実行できているかというところをチェックしながら、着実にそこに向かってやっていくための一つの手引書といえますか、マニュアルといえますか、指針書になるというふうに考えております。

丸山委員 そうであれば、ぜひ見せていただきたいのが、ほかの県でもエネルギービジョンをつくっていると思います。九州各県でいいのです、10年前がこういう目標数値で、今現在こうなっています、宮崎県はこうなりましたという差を一回まとめたのをいただければと。宮崎県は今新しくつくった目標ができておりますので、ほかの県でもこういう目標をつくっていますというのがあれば、宮崎県は何を伸ばすんだとはっきりイメージしやすいように 恐らくほかの県も太陽光というのがぼんと出てくるんじゃないのかと。あと、宮崎で議論して欲しいのは、宮崎県は21年連続日本一杉生産があり

ますので、バイオマスをしっかりやるんだ、そういうのがもっと出てきてほしいと思っています。これをつくって本当によかったなと、県民に、今後の環境のことを考えれば、しっかり宮崎県が取り組むべき、先進県になるための大きなビジョンなんですと言うときに、宮崎県の中で見ていてもなかなかわかりづらいものですから、できればそういった他県との比較というのをつくっていただくことはできないのでしょうか。

川野環境森林課長 新エネルギー関係のこういう計画を各都道府県はお持ちです。それも新エネルギーというくくりであったり、再生可能エネルギーというくくりであったり、エネルギー全般の計画であったり、そこに多少は温度差がございますが、他県と比べることは不可能ではないという気はします。ただ、設定年度が若干ずれている関係で、目標値を単純に比較できない部分もあるかもしれませんが、同じようなスパンでやっているところで幾つか抽出して比較するというのは、可能ではないかと思っています。ちなみに、九州各県も、ことし鹿児島か熊本かはやっていますし、同じような足並みで、今、エネルギーの状況が変わっているの、やっているというようなところもありますので、そういうところの情報等も見比べながら、うちのビジョンがどういう特徴があるかというところは分析できるのではないかというふうに考えております。

丸山委員 個別的なことになりますけれども、県のほうでどう考えているかなんですけれども、高校の統廃合がありまして、私の地元の高原高校も来年の3月に残念ながら廃校になってしまって、30ヘクタール近く土地が余ってしまって、半分ぐらいは秀峰高校が使うということな

んですが、それでもかなりの面積があいてしまっ
てどうするんだということで、高原町に使っ
てくださいということで来ているんです。考え方
によっては、太陽光で使ってもいい場所じゃな
いかと思うんですけれども、そういうふうに具
体的に環境森林部サイドで 県の遊休地、高
原高校以外にも日南農林とか、いろいろなとこ
ろがあき始めたりとか、いろいろな県の遊休地が
あったりとか、もしくは、きょうの朝出たのは、
学校の屋根とかどんどん貸し出すというのも出
てきたり、そういうのを使いやすいように、電
気事業者がどんどん入りやすいように、どうで
すかというのをやっているんですけれども、こ
の一番最後の計画の推進という中に入っている
のに 本当にやってくれる場所はどこなんだ
ろうというのがあって、環境森林部がどこまで
粘っこく他部局まで入り込んでやる気概がある
のかというのを伺いしたいと思っているんです
が。

川野環境森林課長 今おっしゃられた太陽光
の設置場所に関するいろんな情報提供とか、今
からの大きな取り組みの一つではないかと思っ
ております。今回の議会でも御質問いただいた
新エネルギーの窓口が非常にわかりにくいとい
うお話もございました。やはり環境森林部が新
エネルギーの総合調整ということで窓口を担っ
ておりますので、こういった他部局と関係する
ような施策、それから委員が言われた太陽光の
設置場所に対するいろんな情報提供、こういっ
たものも、太陽光を所管します環境森林部にお
きまして、積極的にそういった取り組みも今後
進めていきたいと考えておりますので、他部局
と連携というところは、やはり総合調整窓口と
して今後もきちっとやっていきたいというふう
に考えております。

丸山委員 できれば、待っているのではなく
て、こういう場所があるんじゃないかと積極的
に他部局をつつくぐらいになっていただきたい
かなと。特に農政サイドに行くと、どうしても
農振があつてだめですというのが結構多くて、
私の地域も鳥獣被害が多くて、多いところで
農振がかぶっていて農業振興地域はだめですよ
というのがあるものですから、本来はそこあた
りは農業振興地域を外してもいいから、太陽光
でもいいんじゃないかとかいうぐらいの議論を
していただくことも必要ではないのかなという
ふうに思っております。やはりもっと踏み込ん
で積極的に取り組んでいただくことで本当の環
境先進県になっていくんじゃないのかなという
ふうに思っておりますので、その辺は積極的に
動いていただくことをお願いしたいと思います。

十屋委員 太陽光で思い出したんですけれど
も、非住宅用太陽光発電の導入というのは、企
業が自社で消費する分ではなくて、固定価格買
い取り制度で売電した益をコストに回すという
考え方でいいんですか。資料1の62ページ、産
業用の太陽光パネル設置というふうに考えたと
きに、施策の展開の2)で中小企業者等の導入
に向けた取り組みを推進しますというのは、こ
れは多分、産業用の売電で、住宅用とは違った、
売るだけの 使用はできないのかできるのか
というそのあたりはわかりますか。

川野環境森林課長 1つ目のポツの関係は、
今回、非住宅用ですから、企業、事業者にこう
いった太陽光パネルを設置していただくための
取り組みの推進を書かせていただいているんで
すけれども、固定価格買い取り制度を活用した
売電事業をやっていただくのとあわせて、自家
消費も両方兼ねた書き方になっております。

十屋委員 多分、売電のみじゃないかなと。

個人的に私が思っているのは、制度上は売電しかできなくて、消費の分は、木質とか、それは別ですけれども、太陽光に関しては売電だけじゃなかったかなというふうに思うので、もし私が間違っていたら申しわけないんで、そのあたりまた教えていただけますか。

それと、先ほど丸山委員が言われたように、設置場所の情報提供ということであるんですが、一部どこかの県が何かで、借地、借家じゃないですけれども、屋根の上を借りてやるという制度もありますね。そういうところあたりを環境森林部としてどういうふうにマッチングさせていくか。これは環境森林部がやるのか、商工サイドでやるのか、そこ辺はちょっと私もわからないんですけれども、そういう募集を募ってやるという形もありますので、そのあたりもぜひ積極的にやっていただきたいなというふうに思います。私からは以上です。

川野環境森林課長 今、十屋委員が御質問いただきました中小企業の売電の関係でございますが、自家消費と売電、両方可能と。余剰電力の買い取り制度にのっかって自家消費以外の分を売電するというやり方も可能ということでございます。

徳重委員 資料2の10ページを見ていただきたいんですが、先ほども同じような質問をしたんですが、環境の問題について、水質環境基準について、生活排水処理率が81%という目標ですが、現在66.9%と。どうしてもこれは100%を目指すべきだという思いなんです。この数字を見て どうも公共下水道は相当金がかかる、あるいは農業集落排水は採算が非常に厳しいと言われております。100%を目指すということになりますと、合併浄化槽の率を上げるということが生活排水を完全処理していくための一番大

きなウエートを占めてくるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

富永環境管理課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。合併浄化槽については、促進するために補助制度を設けまして、市町村に補助をしておりますので、それで合併浄化槽をどんどんふやしていきたいということで考えております。

徳重委員 それにしては、10年かかって10%しかふえないということになりますと、金がかかることはわかるんだけど、生ぬるいんじゃないかと。もう少しスピードを上げていくということとあわせて、法定検査の率だって、この数字を見たら、約10年かかってほとんど50%しかいかないというような理屈になる。結果的には、合併浄化槽を進めることによってまた検査率も上がってくることだし、この辺の整合性が余り感じられない。50%という目標というのは、これはおかしいんじゃないかなという気がしてならないんだけど、なぜ50%なんですか。

富永環境管理課長 この環境計画は22年度に作成されておまして、そのときに使った数字が20年度のこの13.1%という数字でございます。当時これが 経過を申しますと、19年度が12.3%、20年度が13.1%、21年度は14.2%ということで、当時は年に1%ずつしか伸びていなかった。それが、22年度から先ほど申しました啓発事業を進めることによりまして、22年度に22.4%まで、そして23年度は40.8%まで伸びたということで、急激に伸びたわけでございます。計画策定当時には50%はとても高い目標だったわけですけれども、おかげさまで事業をやることによりまして伸びてきたということでございます。

徳重委員 そういうことであつたら、あと10

年かかって10%というのは余りにも低いんじゃないですか。もうこれでいいという理屈ですか。

富永環境管理課長 当時つくった目標値が50%ということでしたものですから、50%目標に今やっているところですが、当然ずっと上に行く。究極的には、先ほど部長も言いましたように、100%を目指していくということになるかと思えます。

徳重委員 先ほど資料も要求したところですが、ほかの九州管内の県だって、85%、75%、65%という、現在でもそういう状況なんですから、何かしら、ここだけが非常に目標も、これが本当の目標なのかと。目標というのはやっぱり100%を目指すという目標に、ほかは全部100%にたどり着くような努力をされる形が出ているのに、ここだけが抑えられている。そして、さきの質問でも申しあげましたとおり、50%というのは、2人に1人は払わんでもいいというような、こんな理屈につながるわけですから、何かしらこの辺が、これを見る限り、数字を見る限り、やる気がないと思わざるを得ない。私はずすよ。皆さんどう思われるかわからないけれども、何かしら、本当にやる気があるのかなと。少なくとも人並みなことをしておかなければ、環境省に行かれたときに、それなりにおたくはやっていないんじゃないかと。実は、私は環境省に調査に行って、担当の人とお話をしたときに、「いや、宮崎が一番おくらしているから、ちゃんと注意をしました」と、その担当次長さんが私にはっきりおっしゃったんですよ。宮崎県にはちゃんと連絡して、少しでも法定検査率を上げるように、注意というか、ちゃんと申しあげましたと明快に冒頭におっしゃったんです。そういったことを考えると、やっぱりそういったことがほかのいろんな、環境行政に対する県全体

のいろんなものがあるでしょう、そういったものに対してまた影響が出てくるんじゃないかと思っておりますので、こういう数字を見ると一体何だったのかと。私も今までここ2年ぐらいこのことについて一生懸命考えて、いろんな人と相談をしているんですが、ほかのところできていることができないという理屈が納得いかないわけであって、もう少しこういった数字も、目標も高く持ってやっていただかないといけないんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょう。

富永環境管理課長 おっしゃるとおりでございます、この計画を策定した当時には、50%というのははるか高い目標だったわけです。13%、14%台でずっと推移していましたので。基金の事業がありましたので、22、23年、基金事業を使って啓発事業を行った結果、40%になったということで、すごく伸びたということがあります。

松村委員長 ほかに質疑がないようです。

丸山委員から、できる範囲で各県との比較という資料の要求がございましたけれども。

川野環境森林課長 できる範囲でということ、しばらくお時間がかかるのではないかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

松村委員長 わかりました。できるだけということで、委員の皆様には配付をよろしく願いたいと思います。

質疑がないようでございますので、その他の報告事項について終わります。

その他ということで何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 ないようです。それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時55分休憩

午後 2 時 5 分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

御苦労さまです。5 日間に及ぶ一般質問も終わりました。きょうから委員会でございます。今回の議会においては、特に農政水産部の皆さんには、和牛日本一ということで一般質問の中でも多くの皆さんが取り上げられましたし、一方、この日本一が宮崎経済の本格的な復興になるんじゃないかと、新生へということですので、その一番の柱だと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速入りたいと思います。本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

岡村農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、まず一言お礼と御報告を申し上げます。

第10回全国和牛能力共進会におきまして、前回大会に引き続き、宮崎牛が連続日本一になるという成果を受け、去る11月23日に開催いたしました「日本一宮崎牛県民感謝祭」におきましては、県議会より多数の御参加を賜り、まことにありがとうございました。この喜びを全関係者はもとより、県民全体でお祝いできたものと考えております。

また、11月16日に開催の「宮崎県農山漁村パートナーシップ推進大会」や11月18日に開催の「宮崎県食育・地産地消フェスタ2012」、また12月2

日に開催の「宮崎県水産振興大会」につきましても、松村委員長を初め、委員の皆様にご出席を賜りまして、盛会のうちに終えることができました。重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

次に、御報告でございますが、昨日、農林水産省から平成23年の農業産出額が公表されました。本県の産出額は2,874億円、全国順位は前年平成22年に引き続き、7位となっております。お手元に資料をお配りしておりますので、お目通しをいただければと存じます。

それでは、座って説明をさせていただきます。お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きください。右側の説明項目をごらんください。農政水産部からは、議会提出議案が3件、議会提出報告が1件、その他の報告事項が3件ございます。

まず、資料の2ページをごらんください。議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」についてでございます。今回の補正は、国庫補助決定及び埋却地の早期の再生整備に伴う補正であります。補正額につきましては、平成24年度歳出予算課別集計表の一般会計の合計の欄にありますように、2億732万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は361億4,742万9,000円となります。補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

次に、資料の3ページをごらんください。繰越明許費についてでございますが、公共土地改良事業など5事業で合計11億8,951万4,000円の繰り越しをお願いしております。これは、国の予算内示や用地交渉等に時間を要したことなどの理由により、繰り越しが見込まれるものでござ

います。

次に、資料の7ページをお開きください。議案第17号「みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例」、資料の8ページにございます議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございますが、国の法律であります養蜂振興法の改正に伴い、条例の規定の整備をするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、の議会提出報告書についてでございますが、資料の9ページの損害賠償額を定めたことについてでございます。

最後に、の報告事項であります。資料の10ページから、葉たばこ廃作に伴う支援状況についてを初め、3項目について御報告をいたします。それぞれ関係課長等から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

私の方からは以上でございます。

加勇田農産園芸課長 農産園芸課でございます。平成24年度11月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の47ページをごらんいただきたいと思います。農産園芸課の11月補正予算額は、一般会計で1億9,692万3,000円の増額となっております。この結果、11月補正後の予算額は13億7,500万6,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。49ページをごらんいただきたいと思います。(事項)強い産地づくり対策事業費の説明の欄1の産地再生関連施設緊急整備事業についてでございますけれども、これにつきましては、別冊の環境農林水産常任委員会資料のほうで御説明したいと思っております。

委員会資料の4ページをお開きいただきたいと思います。まず、1の事業の目的でございま

すが、本事業は、企業の資本力と県内の篤農家が培ってまいりました栽培技術やノウハウを生かしまして、省力化・省エネルギー等の設備を備えた高度な施設の導入と収量・品質の向上技術を融合させました生産性の高い大規模施設園芸のモデル経営体を育成するものでございます。

事業の概要につきましては、5ページのポンチ絵をごらんいただきたいと思います。今回、全国でもトップクラスのピーマン栽培技術を持っておられます新富町の篤農家の方とJR九州鉄道営業株式会社が新たに農業生産法人「JR九州ファーム宮崎株式会社」を立ち上げたところでございまして、それぞれの強みを生かした先進的なピーマン経営を開始されることとなりました。今回の取り組みは、IT企業や地域の関係機関・団体とも十分連携を図りながら進めることとしておりまして、産地の生産力向上にも貢献するものと考えているところでございます。

整備の内容につきましては、からに記載してございます。まず、の1.73ヘクタールの大規模な低コスト耐候性ハウス、の自動開閉装置や自動かん水装置といった省力化設備、これに加えまして、さらにでございますが、木質ペレット暖房機や空気膜二層フィルムなどの低コスト加温システムを国庫事業により導入整備することとしております。これらの整備によりまして、気象災害の回避や、IT技術も活用したきめ細やかな管理による適時適切な環境制御、さらには燃油価格に左右されない経営等が可能となりまして、省力・省エネ・低コスト化はもとより、収量・品質の向上や安定生産が図られるといった成果が期待されるところでございます。

県といたしましては、このような先進技術を

備えた施設園芸の大規模モデル経営体を育成いたしますとともに、栽培管理や経営に関する調査分析を行いまして、そのデータを県内の施設園芸の振興にも活用してまいりたいと考えております。

4ページにお戻りいただきまして、補正額は1億9,692万3,000円、事業期間は平成24年度でございます。

農産園芸課は以上でございます。よろしくお願いたします。

日高復興対策推進課長 復興対策推進課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の51ページをお開きください。復興対策推進課の11月補正額は、一般会計で1,040万円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は5億1,465万3,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして、御説明させていただきます。53ページをお開きください。(事項)口蹄疫復興対策事業費の1,040万円の増額であります。内容につきましては、別冊の常任委員会資料のほうで御説明させていただきたいと存じます。

委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。埋却地再生活用対策準備事業でございます。本事業は、1の事業の目的にありますように、口蹄疫埋却地につきまして、来年4月以降、順次、発掘禁止期間が終了することから、農地として再生活用を図るため、早期に整備着手が必要な埋却地を対象に実施設計を行うものでございます。

補正額は、2の事業の概要の(1)にございますように、1,040万円をお願いしております。今回の実施設計につきましては、(4)の事業の内容にございますけれども、土地所有者の意向

等を踏まえまして、早期に整備が必要な埋却地につきまして、実施設計を行うというものでございます。なお、米印のところがございますけれども、今回、実施設計を行う埋却地以外のものにつきましては、来年の4月以降、農家の要望等を踏まえまして、早期に実施設計を行い、迅速な整備に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

復興対策推進課につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

押川畜産課長 畜産課でございます。

続きまして、常任委員会資料の7ページをお開きください。議案第17号の「みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正の理由についてでございますが、昭和30年に制定されました養蜂振興法の一部が改正されたことに伴いまして、規定の整備を行うために所要の改正を行うものであります。

2の改正の概要につきまして、題名の改正、常用漢字への改正、それに報告事項の改正であります。

3の施行日につきましては、国のほうの養蜂振興法の施行期日に合わせまして、来年の1月1日としております。

具体的な改正内容につきましては、議案書で説明させていただきます。議案書の91ページをお開きください。養蜂振興法の条文中の表記方法が改正されたことに合わせまして、本条例につきましても、下線でお示ししましたとおり、常用漢字に改正するものでございます。

次に、92ページをお開きください。同様に、表記方法を常用漢字に変更しますとともに、国の養蜂振興法が第9条に報告及び立入検査を新設したことに合わせまして、本条例につきまし

ても、第6条の見出しを「報告及び立入検査」に改めまして、第7条に定める報告事項を第6条に加えることとしております。これは、従来、ミツバチの群を移動させます、いわゆる転飼の状況や採蜜 蜜をとった量、それにハチの群が巣の状況なり女王蜂の状況によりまして群を分けて出ることがございます。これを分蜂と申します。この分蜂の数や重量を報告するというのが従来の条例でございましたけれども、今回、条例の施行に必要な限度において、包括的な観点から報告を求めるということができるように改正を行うものでございます。

次に、常任委員会資料に戻っていただきまして、8ページでございます。議案第3号の「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正の理由につきましては、ただいま御説明しました「みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例」と同様に、国の養蜂振興法の一部改正に伴う改正でございます。

2の改正の概要につきましても、常用漢字への改正、3の施行日につきましても、同様に法の施行期日であります来年1月1日としております。

具体的な改正内容につきましては、たびたび申しわけございませんが、先ほどの議案書の11ページになります。法の条文中の表記方法の改正に合わせまして、同様に、下線でお示ししましたとおり、常用漢字に改正するものであります。

次に、13ページになります。同様に、別表第2の329の項中の表記につきましても、下線でお示ししましたとおり、常用漢字に改正するものでございます。

畜産課は以上でございます。

松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案等について質疑はありませんか。

徳重委員 農産園芸課にお尋ねします。この事業は、1万7,287平米 1町7反ということですが、経営目標もあろうと思うんです。もうおわかりだろうと思うんですが、どれぐらいの目標を持った事業になるわけですか。

加勇田農産園芸課長 高度な技術をここに集中させるといったこともございます。また、篤農家の方の技術を活用していくといったこともございまして、収量につきましては、現在、県平均が大体10アール当たり10トンぐらいでございますけれども、14トンぐらいの目標収量を設定して取り組んでいこうという考え方でございます。現に、この篤農家の方はそれぐらいのレベルに達しているということもございまして、一生懸命頑張れば14トンを達成できるのではないかなというふうに見てございます。販売額としましては、総額としまして、およそ1億円程度を見込んでいるところでございます。

徳重委員 これだけの経営をするということになりますと、相当、雇用が必要かと思うんです。これで発生する雇用というか、今まではその篤農家の方は面積も少なかったかと思うんですが、このことをすることによって、約1万7,000平米を経営するために何人ぐらいの雇用を考えていらっしゃるのでしょうか。

加勇田農産園芸課長 現在、地元採用という形で15名程度を予定しているというふうに伺ってございます。

徳重委員 JRと一緒にやられるわけですね。15名の中の正社員といいますが、臨時雇用、パート、いろいろあろうと思うんですが、正社員は何人ぐらいになる予定ですか。

加勇田農産園芸課長 雇用される方、15名は

正社員ではないという形だと思います。この法人そのものが、地元の方 篤農家の方とあと2人、3名で一応構成しているということでございます。

徳重委員 3名が正社員、あとは臨時雇用というような考え方でいいわけですか。

加勇田農産園芸課長 現在のところ、そういったことで伺ってございます。

徳重委員 立派なものが生産されるかと思うんですが、このピーマンは既にどこかの市場なのか、あるいはどこかのチェーン店なのか、そういった契約栽培みたいな形になっているのかどうか。

加勇田農産園芸課長 出荷の計画といたしましては、地元のJAといいますか、積極的に一緒に活動していきたいということもございまして、8割程度をJAに出荷、いわゆるグリーンザウルスピーマンとして出荷したいという意向と伺っています。それから、残りの2割につきましては、JR独自のブランドという形で、JR系統の関連飲食店等に契約販売を行いたいというふうに伺ってございます。

徳重委員 基本的にはピーマンだけなのか、あるいはほかの作物も考えていらっしゃるものか、教えてください。

加勇田農産園芸課長 現在のところ、ピーマンは、およそ2ヘクタールということになりますけれども、非常に大規模なものですから、これをまずはしっかりとやっていきたいというふうに伺ってございます。ピーマンのみということです。

福田委員 いつかはこういう日が来るだろうと思っていましたが、本県は比較的企業の農業生産参入が今までなかったんですが、幾つかはありましたけれども、JR九州は九州各県で

展開されていまして、比較的評判のいい農業生産法人ですから、安心はしておるんですが、農業者の減少をこういう形で埋めていくパターンがふえてくると思うんです。例えばトマト業界、トマトのほうにおいては、日本のトップブランドのカゴメあたりが青果のほうにも進出しているようですね。私は、これは本県において本格的な大法人の農業参入のスタートかなと見ておるんです。これが成功するかしないかは非常に大事です。そこで、これはJR九州ファームが前面に出ていますから、経営権はJR九州ファーム JR九州が持つんですね。

加勇田農産園芸課長 JR九州ファームが持ちます。

福田委員 そうしますと、篤農家も、名前もちゃんとわかりますが、おおよそ見当がつくんですが、やはり大規模なピーマン経営をされているんです。それは別でこれに加わっていくということですか、どうですか。

加勇田農産園芸課長 篤農家の方は、自分のところの経営とは別という形でございます。

福田委員 技術的な参加、そういうふうに理解していいわけですか。

加勇田農産園芸課長 基本的には、技術的な部分をこの篤農家の方が担っていくという形になると思います。

福田委員 冒頭申し上げましたとおり、こういう形で農業者の減少を穴埋めしていく一つの試金石になろうと私は見ているんですが、県として、幾つかありましたけれども、本格的なこういう大手の法人の参入は初めてのようですから、どのように今後こういう問題に取り組んでいかれるのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

工藤連携推進室長 今、委員からございまし

たように、大企業が本県に農業参入をしてくる
というようなことで、いろいろとお問い合わせ
がございます。実は、平成21年度に農業振興公
社に基金を造成しまして、1 Tの会社とか貿易
会社等が本県の農業に参入するということで、
支援を県としてもしております。担い手の減少
が進む中で地域の産地活力を維持するために、
地域の農業者と協力した形でのこういう企業参
入というものを県としても今後はやはりしっか
り検討しながら、進めていく必要があるという
ふうに考えてございます。

福田委員 私は、これは阻止できない当然の
流れと見ていますから、何も異議を申してい
るわけじゃないんです。私、苦い経験を持って
いるんです。今から約30年前、ちょうど本県の養
鰻がブームのときです。これはまだ法律も何も
整備されておりましたが、当時、佐土原
と新富、両方にまたがりまして、大手商社が、
全部インテグレート方式で入ってきたんです。
三菱関連の飼料会社、三井関連の飼料会社、そ
ういうぐあいに、東食関連とか中部とかです
ね。それが養鰻不況に陥ったとき、一斉に手
を引いて、コンビを組んでおった 養鰻家とい
うのは全部農家ですから、稲作転換から入っ
てきた人ですから、全部倒産に近い状態にな
りました。もちろん、金融面で地元の金融機
関初め、JA等も参画しておったんですが、
痛い目に遭いましたね。でありますから、
当時とは随分、社会環境、状況も変わって
いると思いますが、ぜひ、そういう参画され
た篤農家が痛い目に遭わないように、紳士
的な企業ですから、そんなことはないと思
っているんですが、しかし一方では養鰻の
ケースがありますから、日本を代表する商
社系列がばたばたやっていったんですから、
その辺をしっかりと見守って行って、指導
してほしい

など考えております。これからこういうケ
ースがいっぱい出てくると思いますから、
篤農家とそういう企業 農業生産法人との
直接のセツトは厳しいと私は思うんです。
そこにやっぱり行政なりJAなり入って、
しっかりサポートしなければ、せっかく参
入した法人も困るし、コンビを組んだ農
業生産者も困る。そして、本県の農業振
興の面からも悪影響が出ますから、今回
の口蹄疫でも皆さん方は、企業の農業参
入がどういうものであるかということをし
っかり体験されたと思いますから、その
辺を考えて指導監督をお願いしたいと思
っていますが、直接の担当課長、どのよ
うにお考えですか。

加勇田農産園芸課長 委員の御指摘のと
おりだと考えております。この事業は、
JR九州からお話があった時点から、地
元の町役場、JA、振興局普及センター、
全て関係機関・団体が集まりまして、
月1回程度の打ち合わせ等も入念に繰
り返してやってまいりました。そうい
ったつながりといいますか、連携も十
分とれていると考えておりますので、
今後とも、そういった連携をしっか
り深めながら、この事業がうまく成
功するように、また地元にもきちと
定着していくように指導をしてまい
りたいというふうに考えております。

福田委員 わかりました。

丸山委員 引き続き、このことにつ
いてなんですが、現地の農業生産法
人とJR九州がタイアップしないと
できない事業だったのか、例えば
JR九州だけ、ファームでできた事
業なのか、整理して聞かせていただ
きたい。というのは、基本的には
企業が農地を買えないとか、農地
の規制があったというのがあって、
ファームがついているから、株式
会社みたいな JR九州というのは
すごい企業なものですから、その
辺

のコラボレーションがうまくできたのはなぜかなというのを含めて、ちょっとお伺いしたいと思っていますけれども。

工藤連携推進室長 このJR九州ファーム宮崎株式会社は、農業生産法人として9月3日に登記をしております。先ほど農産園芸課長からございましたように、正社員が3名、常時雇用が15名というようなことでこの事業を展開するというところでございます。篤農家の方は正社員の中に入っていちゃいまして、JR九州から出向する形の社員の方が2名、それと新富の篤農家の方が1名というようなことで農業生産法人を設立しております。そういうことで、農業者とJR九州の本体のほうから出向された社員の方で農業生産法人を設立して、この事業計画に着手したという経緯でございまして、十分、事前に話をさせていただきまして、また農地の集約につきましても、地元のJA児湯が農地保有合理化法人というような立場の中からアドバイスもいただいたというふうに伺っております。そういうことで、地域全体としてこの計画をつくり上げてきたというふうなことで考えているところでございます。

加勇田農産園芸課長 JR九州は、基本的には九州各県に法人を設立しているわけでございますけれども、その根底にございますのは、地域貢献といったものが一つ目的としてあるというふうに伺っております。そういったこともございまして、宮崎におきましても、地元の方と一体となって農業を展開していきたいというお話がございました。そういった中で、先ほど連携推進室長からございましたように、地元のほうと、行政も入り団体も入りという中で検討してきた結果、こういったような形が生まれてきたということでございます。

丸山委員 続きまして、埋却地再生のことに ついてなんですけれども、この1,000万の予算ぐらいで、埋却地は90何ヘクタールあったと思うんですが、どの程度をとりあえず早目にやっ ていこうという趣旨なのか。これが手始めであっ て、恐らくこの後もどんどん再生をしていかな くちゃいけないと思っているんですが、そのこ とについて少しお伺いしたいというふうに思っ ているんですが。

日高復興対策推進課長 今回の1,040万円の中 で対象とします埋却地につきましては、現在、 現状把握調査ということで、現地調査してお るところでございますけれども、そういう調査 結果なり、土地所有者の意向等を踏まえながら、 早期に整備が必要な埋却地について取り組もう というところで、現在、精査を進めているところ でございます。現段階での現状把握調査の結果 なり、それから意向等を踏まえたときに、現段 階では約50カ所から70カ所程度の方々が早期の 整備を希望しておられるということでございま して、268カ所のうちの50~70カ所が希望して おられるところでございます。この部分につ きまして、対応できる限り予算の範囲内で対 応させていただきたいというふうに考えている ところでございます。

来年度以降につきましては、当然、埋却地を 再生した後の作付の状況であったりとか、利用 の状況なり、農家の意向であったりとか、そう いう現況調査を進めていく中で、少しでも優先 して整備しなければいけないというものについ て、順次、実施設計を行ってまいりたいと思っ ています。

丸山委員 今、50~70カ所を先行してやりた いということだったんですが、特にその中で気 になっていきますのは、農業開発公社が持って

る土地が塩漬けになったら大変だなと。10年間ぐらいは無利子でいけるというふうに聞いているんですが、農業開発公社でも50カ所から70カ所のうちに何カ所があるものなんでしょうか。

日高復興対策推進課長 公社の所有しております土地につきましては、基本的に公社が所有していて、耕作を希望するもしくは購入を希望する農家が出て、その方々の作付計画がどういふものかということをもまず考えさせていただきたいというふうに考えてございまして、そういう買い受けの意欲のある農家が、しかも早期に作付をしたいということであれば、当然、今回の現況調査なり、農家の意向といったものの中で、優先的に実施計画なり実施設計なりを組ませていただくというような順位になっていこうかというふうに考えてございます。

丸山委員 公社の場合は相手先がいるということではなかなか難しいのはわかりましたけれども、できるだけ実施設計 これが多分モデル的になるんじゃないかなと思っています。恐らく石がいっぱいあるところ、少ないところ、ただトラックで回せばいいところ、ばらばら出てくるんじゃないかなと思っているんですが、そういうモデルが全部でき上がってきて、大体の単価がわかってくるというようなことで 今後、改めて農地を復活したい、農地として活用したいというときに、モデル的になるということを考えてよろしいんでしょうか。

日高復興対策推進課長 確かに、今、委員のほうから御指摘ございましたように、現段階ではどのような形状になっている、もしくはどれだけ経費がかかる、実際、整備事業としてですね、こういったところが全くわからないということもございまして、その一つのモデルという形では、今回、50カ所程度から70カ所程

度の部分というものの実施設計を組むことによって、大体の当たりがつけられるかというふうに考えてございます。ただ、どうしても埋却地につきましては、個々それぞれの形状なり、それぞれの石れきの状況なり、こういったものがございまして、個々の実施設計をやっていかなければ実際の数字というのは積み上がらないということも懸念されているところではあります。

丸山委員 この1,000万は、あくまで設計することであって、プラスこの後に、来年7月だと思うんですが、それからかかるお金というのは、国のほうがどれぐらい 5分の1でもとかお願いしていますけれども、それが出てきて手出しがどれくらいとなりますので、農家負担が1ヘクタール当たりどれくらいというのがもうわかっているんでしょうか。

日高復興対策推進課長 まず、今回のこの1,040万の補正でお願いしたいというふうに考えてございますのは、先ほど委員のほうからも御指摘ございましたように、あくまで工事を発注するための、いわゆる実施設計を組むというものでございまして、この中で、例えば埋却地ごとにどれぐらいの工事が必要だという設計書を組み上げていくというものでございます。後、来年度以降の実際の整備に当たりましては、現在、国のほうに対しまして、整備事業に対する助成というものをお願いしているところでもございまして、国のほうにおきましても、家畜衛生総合対策事業というものの中で対応をしていただけるというような文言が入ったところでもございます。具体的な中身につきましては、現在調整中ということで聞いておりますけれども、そういった中で、例えば家畜伝染病予防費というようなカテゴリーの中にもし入るとすれば、そ

これは今のスキームと同じような形で、国・県2分の1というような形になってまいろうかと思えますし、今後の調整の状況次第というところでございます。

丸山委員 口蹄疫からの本当の復興というのは、農地まできれいに復興してからが本当の復興・再生だというふうに思っておりますので、農家のほうが、本当に使いたい人が復興できるような形に早急に道筋を立てていただきますことをお願いしたいと思えます。

中野委員 埋却地の復旧は、この間、新聞を見ていたら、江藤代議士が質問をして、何か復旧予算がつくようになったとか、新聞に載っていなかったですか。よく見らんかったけれども、どんなふう書いてあったですか、新聞は。

日高復興対策推進課長 新聞に書いてあった具体的な文言まではちょっと記憶してございませんけれども、確かに、今、委員からお話しいただきましたように、埋却地の再生整備について一定の措置をするというような方向で検討しているというような書き方だったというふうに記憶してございます。

中野委員 よく考えると、国の補助なんて、逆に、もう既にしたものはだめですよというようなことにならんとも限らんですね。代議士は、やったやったと、口蹄疫の再生復興予算をとったとか、そんな感じで、私は見とったんだけど。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 再生整備できるのは来年の4月以降ということになりますので、その予算については25年度予算、これについては国からしっかり負担をしていただきたいということで今お願いしております、概算要求の中で項目的には盛り込まれました。幾らになるかというのはこれからの予算編成次第ということでございます、県とか農家が損をし

ないようにしっかり働きかけていきたいというふうに思っています。

中野委員 例の復興基金から出すということじゃないんですね。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 国に一定の割合を求めます。県の負担分をどこから出すかというのは、これは県の財政当局との財源論ということになりますので、いろんな工夫をしながら進めていくことになるのではないかなというふうには思えます。

松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、私、一言ちょっと、農産園芸課長、今度の大規模なハウスなんですけれども、このハウスの設備についての地産地消はどのような内容なのか。例えば、ハウスは宮崎県産なのか、二層フィルムは多分、宮崎県産なんでしょうけれども、あと、ペレット暖房機、宮崎県産ではないとは思いますがけれども、県産なのかと。こういうハウスを使う上では、全ての設備を県外じゃなくて、設備が大規模になればなるほど宮崎県で調達できるものもあるんじゃないかということです。産業化というのも大事なので、こういう資材に関しても地産地消という形で農政サイドも考えていけるかなという思いでちょっと質問をしたいんですけれども。

加勇田農産園芸課長 実施主体のほうで当然、入札という形というふうに考えておりますけれども、そういった地産地消といった考え方は確かにあるかというふうに考えておりますので、そういった考え方も地元のほうには伝えていきたいと思っております。

それから、ペレットにつきましては、基本的には県産のペレットを使いたいというふうに考えているところでございます。できるだけ、資材等につきましても、県内で調達できるような

形で考えていければというふうに考えております。

松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

鈴木農政企画課長 委員会資料の9ページをお開きください。損害賠償額を定めたことにつきまして、御報告が1件ございます。

県有車両による交通事故の御報告でございます。平成24年7月11日に交通事故が発生いたしました。場所は市道でございまして、信号機を保護するガードパイプに衝突したという物損事故でございますので、相手方が日南市という形になってございます。損害賠償額は11万6,000円ということでございまして、任意保険によりまして全額支払い済みということになってございます。

御報告は以上でございます。

松村委員長 説明が終了いたしました。報告事項についての質疑はございませんか。

丸山委員 額が少ないからじゃなくて、事故をされた方の責任をしっかりと明確にしてほしいということを前回の議会でも言ったところなんですけれども、事故をされた方は、保険に入っているから県の保険で払えばいいではなくて、ちゃんと責任を持ってほしいということで議会のほうから話をしたんですが、この事故をされた方に対して注意勧告とか何かされたものなんでしょうか。

鈴木農政企画課長 法律的な責任 賠償とか求償とかいうことに関しましては、今回の事案につきましては必要ないという判断でございます。要は、故意でありますとか、交通違反に伴います交通事故とか、そういった場合には、

県のほうから運転者の方に賠償していただくというようなことがございますけれども、今回のことについては、不注意ではあったわけですが、それ以上のものではないということで、法律的な責任について問うということはしてございません。もちろん、事故を起こした職員に関する注意喚起等々については、やっております。

丸山委員 ぜひ、この報告がない議会が来るように、しっかりと注意喚起、毎月とか、どのようにすればいいのかというのをやっていただきたいということをお願いしておきます。

松村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 ないようですので、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

加勇田農産園芸課長 委員会資料の10ページをお開きいただきしたいと思います。葉たばこ廃作に伴う支援状況についてでございますが、御案内のとおり、昨年の廃作募集から1年余りが経過したところでございまして、本年産の葉たばこ収納も終了しましたということでございます。一つの節目でもございますので、その実績と、品目転換された農家への支援など、取り組みの概要を報告させていただきます。

まず、1の葉たばこ廃作及び平成24年産の生産状況でございますが、昨年度は436戸、716ヘクタールの廃作となり、24年産は前年の約半数359戸、744ヘクタールとなったところでございます。

次に、2の平成24年産葉たばこ生産実績であります。1の概況にありますように、5月から6月にかけての冷え込みによる病害や長雨・日照不足による充実不足が発生いたしましたけれども、10アール当たりの収量は212キログ

ラムと、3年ぶりに200キログラムを超えたところでございます。これにより、(2)の表にお示しておりますように、全体の生産量や販売額は、廃作で面積が少なくなりましたので、かなり減少いたしました。10アール当たりの販売額は41万5,000円、1戸当たりでは850万円余りと、大きく回復しております。不安定な生産が続いておりました近年の中では、比較的優良な実績となったところでございます。

次に、3の葉たばこ廃作に伴う共同利用施設の財産処分の状況でございますが、本県では、国庫補助事業で整備された施設のうち、耐用年数以内にある5カ所の施設が財産処分の手続を要する施設となったところでございます。このため、県では、これらの施設の財産処分に当たり、補助金返還が免除される特例が適用されるよう、個別案件ごとに国との協議を行ってまいりました。その結果、の4カ所につきましては、補助金返還の免除など、農家の負担が生じない形で財産処分を行うことができたところでございます。の残り1カ所につきましても、同様に農家負担が生じないよう、現在も国との協議を鋭意進めているところでございます。

11ページでございます。4の転換品目の状況でございますが、表にありますように、葉たばこにかわる品目の作付見通しができる5月の時点での調査でございますが、露地野菜を中心に約520ヘクタールの品目転換の面積が確認されたところであり、主な転換品目といたしましては、カンショ、里芋、バレイショのほか、児湯地域を中心に深ネギ、加工用ハウレンソウなど、新たな品目の取り組みも見られたところがあります。

次に、5の転換品目推進のための支援内容でございますが、まず、昨年8月に県段階で葉

たばこ廃作に伴う対策会議を設置し、その後、9月には、各地域にも葉たばこ構造改革支援緊急プロジェクト会議を設置いたしまして、支援体制を整えたところでございます。この地域プロジェクト会議を中心といたしまして、2つ目の丸にありますように、転換品目等について廃作農家の意向調査を行い、その調査結果を踏まえ、地域ごとに契約取引の品目を中心とした作付を推進し、あわせまして、3つ目の丸でございますが、関係機関と連携を図りながら、栽培講習会や巡回指導を実施し、技術の習得を支援してきたところであります。また、4つ目の丸にありますように、品目転換に係る経営改善計画の策定等についても支援を行い、さらには無利子の農業近代化資金や、国及び県の補助事業の活用による農業用機械の整備などを推進してきたところでございます。

最後に、6の今後の対策でございますが、引き続きまして、収益性の高い品目や加工業務用で需要が見込まれます焼酎原料用カンショ、加工用ハウレンソウなどの品目の導入を支援いたしますとともに、各地域の優良事例を検証いたしまして、さらなる農業所得の向上に向けた経営転換モデルの普及定着を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

日向寺漁業・資源管理室長 漁業・資源管理室でございます。

それでは、水産資源の利用・管理について御報告させていただきます。

常任委員会資料の12ページをお開きください。ここでは、去る10月10日に宮崎県資源評価委員会の第2回目の資源状況の評価が公表されておりますので、その御報告とあわせまして、本県が行っております資源管理の仕組みについて御

説明をさせていただきます。

まず、1の本県の水産資源の利用及び管理についてでございますが、本県の漁業におきましては、さまざまな場で御説明させていただいているとおり、漁獲量は年々減少傾向にあるところでございます。このため、県では、昨年度に「第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」を策定したところでございまして、この中で、もうかる漁業の実現のため、水産資源の適切な利用管理を基本施策に掲げ、それまでの体制を見直し、新たな体制として立て直しを図っているところでございます。

まず、平成22年度まで本県で行ってきた資源管理の問題点につきまして、(1)のこれまでの状況で御説明させていただきますが、従来までの管理は、マダイやヒラメといった数種類の主要魚種に限定をし、そして、一たん決定した管理方法につきましては、計画期間中は変更せずに厳格に継続するといった硬直的なものでございました。しかし、この方法では、漁獲のほか、環境の変化によっても変化する資源の状況に十分な対応ができず、その結果としまして、漁獲量の減少に歯どめをかけることができなかつたものと考えております。

こうした問題点を踏まえまして、(2)にお示ししました見直しを行ったところでございます。主なポイントでございますけれども、まず、資源に関する情報を公表し、情報を共有すること、それから、多様な本県沿岸漁業の特性を考慮し、対象種を可能な限り拡大すること、そしてさまざまな状況変化に対応するため、常に見直しを行うという柔軟な取り組みとしたところでございます。

見直しの結果、構築した体制を資料の中ほどの図にお示ししてございます。まず、

県資源評価委員会というものを立ち上げておりまして、ここで資源状況の評価を行っております。でその結果を本県の資源管理の基本的な方向性を定めた資源管理指針に反映させ、漁業者はもとより一般県民にも広く公表しております。続いて、で漁業者や県はこの指針に基づきまして資源管理の計画を策定し、でそれを実行するということになってございます。

そして、ここからが最も重要な改正点でございますが、その実行した結果に基づきまして、再びに帰りまして、資源管理の取り組みの成果を資源状況の変化から評価いたしまして、その結果をの指針に反映させ、の計画の見直しを促していきます。これらのことによりまして、従前の課題でございました資源の状況に応じた資源管理の取り組みが行われることになっております。

続いて、2の水産資源の利用及び管理の取り組み状況について御説明させていただきます。まず、(1)の資源評価委員会につきましては、昨年10月に第1回の委員会を、ことし8月に第2回の委員会を開催しておりまして、それぞれ評価結果を県のホームページなどで公表しているところでございます。

委員会資料13ページをごらんください。(2)にことしの資源評価委員会によって示されました資源評価結果と、それに基づきます今後の資源管理の方向性についてお示ししてございます。表には、左から、評価を行った魚種、次に、その魚が多いか少ないかというのを意味する資源水準、その次に、その魚がふえているか減っているかを意味する動向、そして、その資源の状況に応じた資源管理の方向性を示してございます。

表の上段にございますカマス、ハモ、オオニ

べ、これは資源水準が高位、つまり資源が豊富にございまして、動向も増加もしくは横ばいということでございますので、資源状況は極めてよく、積極的な利用を進めていくこととしております。

次に、アマダイとマダイにつきましては、これは資源水準が低位で動向も減少となっていることから、資源回復に向けた管理計画の策定や資源減少の原因究明と、これまでの管理方法の見直しを検討中でございます。

次のカサゴにつきましては、資源水準が中位、動向は横ばいとなっており、資源回復計画による管理措置を継続するとなっておりますが、この内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

次に、ヒラメにつきましては、資源水準は中位で、減少傾向にございますが、小さな魚をとり過ぎている傾向にございますので、小型魚の再放流の取り組みを強化しているところでございます。

次に、イセエビにつきましては、県全体の資源水準は高位で、横ばいとされておりますが、地域的には資源の悪化の兆候も見られていることから、地域別の資源状況を精査いたしまして、地域別の管理方法を検討、導入を推進してまいりたいと考えております。

最後に、チダイほか6種につきましては、資源水準が中位から低位で、減少傾向も見られますが、当面の間は、資源状況の変化を監視しながら、操業日数や使用漁具などを現状以下に抑える管理を進めることとしております。

続きまして、3の資源回復モデルの具体例を御説明させていただきます。先ほどの資源評価のところでも触れましたが、カサゴにつきましては、平成17年度から宮崎海域カサゴ資源回復計

画に取り組んでおります。(1)の資源管理に取り組む前の状況でございますけれども、カサゴは地先型の、誰でも自由に漁獲できる資源でございまして、平成元年ごろからわずか10年ほどの間に資源状況が悪化いたしております。また、カサゴを目的とした周年操業によりまして、子持ちの親魚から小さい魚までもが漁獲されまして、資源評価の結果、0歳から2歳の若い年齢の魚の資源量が減少していることがわかってきております。

そこで、漁業者の合意に基づきまして、次の内容の資源回復計画を策定し、管理措置に取り組んでまいりました。まず、で、小型魚の資源加入を促進し、資源の底上げを図るため、18センチメートル以下の小型魚の再放流、産仔期の禁漁、毎年30万尾以上の人工種苗放流を行いました。次に、でございますが、資源全体の水準を回復するために、カサゴを最も多く漁獲するカサゴはえ縄漁業による漁獲量の上限を設定し、とり過ぎを抑制いたしました。次に、でございますが、資源の適正利用を促進するため、カサゴはえ縄漁業を承認制として、資源利用の状況を把握するとともに、主体的な管理体制の醸成を図っております。

(3)管理の効果につきましては、小型魚の再放流や人工種苗の積極的な添加によりまして、0歳から2歳魚の資源量が増加しておりまして、資料下段の右のグラフにお示しましたように、資源回復計画に取り組み始めてから資源量は右肩上がりとなっております。回復の兆しが見えてまいっております。また、資源評価委員会からも取り組みは妥当との評価を受けておりまして、今後は、目標値の達成を目指しまして、基本的な方向性に沿った管理措置を継続することといたしております。以上でございます。

押川畜産課長 委員会資料の14ページをごらんください。県産食肉の販売力強化・消費拡大への取り組みについてでございます。

目的でございます。今回の第10回の全共で宮崎牛日本一2連覇ということでした。この絶好の機会を逃すことなく、関係団体と一体となりまして、「チームみやざき」として口蹄疫からの復興を全国にアピールするとともに、宮崎牛を初めとした県産食肉の魅力を県内外に強く広く発信していくということでございます。

実施時期につきましては、平成24年11月から25年3月まで、概要につきましては、大きく3つに分けて、そこに記述しております。

まず、(1)が県内プロモーションでございます。特に県内の消費者の皆さん方へのアピールということで、まず、「宮崎牛日本一2連覇！」みやざきのお肉消費拡大キャンペーンということで、29日から展開しております。報道等で御存じかとも思いますが、関係団体等に協力を依頼しまして、ポスター・のぼりなど販促資材の提供を行いまして、県内産食肉の消費拡大の機運を向上させるということで、県内どこに行っても、こういったポスター・のぼりが見えて、宮崎県では県産の食肉をみんなで食べているという状況をつくっていきたいと考えております。

宮崎牛の創作料理発表会でございます。これは、従来、宮崎県で多うございました焼き肉という食べ方に加えまして、新たに、新しい食べ方を提供するという事で消費拡大に結びつけたいと考えておりまして、創作料理発表で新たなレシピ等を開発していきたいと考えておりまして、第1回を12月11日に予定してございます。

が県内のイベント等の活用でございます。11月18日の食育・地産地消フェスタ2012、12月9

日の青島太平洋マラソン、そのほか現在で5件ほどのイベントに対しまして、試食・PRの実施を予定してございます。

次に、(2)の県外プロモーションでございます。今回の全共2連覇につきまして、県内での取り上げ方は非常に多うございますけれども、関東を中心にして、まだまだ首都圏には知られていないということがございますので、特に大消費地の東京、大阪、福岡においては、宮崎牛を初めとした県産食肉の販売促進フェア、商談会、イベント、これを組み合わせまして、単なる単発のフェアに終わることなく、それが後々の連絡といいですか、あちらとの関係がつながるように考えてまいりたいと考えております。同様に、フェア等に合わせまして、知事なり経済連の会長なりに出させていただきまして、トップセールスを実施したいと考えております。では、効果的な広告・パブリシティの展開ということで、全国版のマスコミ等々になりますとかなり経費が高うございますので、パブリシティの展開ということで効果的なPRを行ってまいりたいと考えております。

(3)が海外輸出対策でございます。みやざき東アジア経済交流戦略に基づきまして、現在、宮崎牛等を出しております香港、マカオを中心に、今後期待されますタイ及びシンガポールなどへの輸出販路の開拓を考えております。また、対米輸出につきましては、従来の全農系のルートを含めまして、ほかのルート等もあわせて検討してまいりたいと考えてございます。

以上のような概要でやっていこうということですが、この件につきましては、県だけでは当然できません。関係団体と力を合わせるということでやっていきたいということで、それを形にするということで、宮崎牛及び県産

食肉販売戦略会議というものを11月13日に立ち上げました。関係団体は、J A宮崎中央会、J A宮崎経済連、株式会社ミヤチクにあわせまして、今回は商工会議所連合会、商工会連合会にも参加をいただきまして、新たな目線から一緒になって、このPRなり戦略を練っていきたいと考えております。なお、この食肉販売戦略会議は、先ほど言いました13日に設置しまして、その後、26日には、その下部組織でありますワーキングチームの会議を行いまして、具体的な計画の策定に入っているところでございます。

畜産課からは以上でございます。

松村委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。その他の報告事項について質疑はありませんか。

丸山委員 葉たばこのことについてお伺いしたいんですけども、まず、ことしはどうか、多少前年からすればよかったなと思っています。やめられた方が約716ヘクタールなんですけれども、4番に書いてある何らかの転作が518ヘクタールということで、200ヘクタールぐらい差があるんですが、このかなり大きな面積がどうなったんだろうなと。耕作放棄地になってしまったのか、どういうふうになったのかというのがわかっていれば教えていただきたいんですけども。

山内営農支援課長 716ヘクタールのうち約520ヘクタールは、5月、ほぼ夏作が確認時点での調査でございます。あと200ヘクタールのことでございますが、葉たばこの場合は、大体50%ほどが、いわゆる小作地ということで、借地等がございます。もちろん、転作品目等に係る形でその辺のところは引き続き活用されているということもあろうかと思っておりますけれども、一部小作地については、もとの地主のほうに返還

されたものも含まれているというふうに思っております。

なお、農業委員会等のほうの主要なところでの調査というか、聞き取りでは、耕作放棄地化しているというような事例は特段聞いてはいないところでございます。

丸山委員 本当に何かがつくられていればいいんですが、耕作放棄地になってはいないのか、非常に心配しましたので、その後、フォローアップもぜひしっかりとさせていただければありがたいのかなというふうに思っております。

引き続き、全共のことでお伺いします。やることはわかったんですけども、予算が、ひょっとしたら11月に補正予算が少しでも出るのかなというような思いもあったんです。恐らくミヤチクを初め、経済連、そちらのほうの予算とか、これまでの既存予算を使うのかもしれませんが、何らかの補正予算があってもおかしくなかったんじゃないかなと思っているんですが、既存予算で十分足りると2連覇できて、スタートダッシュが一番重要だから、どんとやるべきだというふうに私は思っていたんですが、予算的には大丈夫なんでしょうか。

押川畜産課長 委員御指摘のとおり、予算についてまだ十分ではないのではないかという御意見をいろいろ承っているところでございます。先ほど申し上げました概要、計画についてでございますけれども、まだまだ計画中のものもございまして、あわせまして、特に県外プロモーションにつきましては、国の農畜産業振興機構等々の事業を使うということも可能性としてあるようですし、既存の県の消費対策事業、あと、先ほどおっしゃいました団体が持っています従来からやろうとした事業をそれぞれ持ち寄りまして、今どういった立て直し方をすれば予算が

十分使えるのか、不足する分はどのようなふうになるのかというのをまさに今、検討している最中でございます。そういうことで今回の補正予算という形にはならなかったものでございますけれども、引き続き検討をしながら実施していきたいと思っております。

丸山委員 この2連覇を生かさないと5年前にもとったんですけれども、多少ブランド力がついてきて、だけど、本当に農家の所得向上なりというのがはっきり見えないというようなこともあるものですから、やはり最終的には消費をどうやって伸ばしていくのかということになると、いろんな媒体とか、海外に持っていくとか、スタートダッシュをしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。戦略会議がありますので、何らかのこういう方向性でこれまでと違ったやり方が出てきたというのがあれば教えていただきたいんです。

押川畜産課長 新たなアイデアということでございますが、今のところ、書いております概要の中の特に県内につきましては、消費拡大キャンペーンでございます。これにつきましては、従来、県産牛肉なり豚肉を使っていたいておりました指定店等々が300ほどございますが、今回は関係団体それぞれの商店なりレストランなり小売店舗13団体、県内の団体にお願いいたしまして、その傘下であります2,000弱の小売店にこういったグッズを使うということで、できるだけ費用をかけずに効率的に、その後、皆さんで盛り上げていただくというような形でやりたいというのが一つございます。あと、にあります。先ほど申し上げましたように、食べ方についてどうもよくないんじゃないかというか、一つにこだわってしまっていて広がりがないので、家庭で肉を消費できるよ

うな形、新たな展開、レシピというのも一つございます。

体制といたしましては、先ほどありました戦略会議、その下のワーキングチームにつかまして、従来ですとどうしても団体だけ、県だけということがございましたので、それをワーキングチームという形で設けまして、なおかつ、その中で県外の県の事務所と関係団体の事務所が県外でもワーキングチームというのを組み上げて、一緒になって営業なりに回るとような新しい形にしたいと思っております。大体、今のところはそういったことが新たな切り口かと思っております。

丸山委員 宮崎県は確かに和牛日本一というのはわかるんですが、消費に関しては、データによると、宮崎市しか出てなかったと思うんですが、全国20数番というぐらいしかなくて、できればこれが上位に、できれば1番になるような形になると、ギョーザでいうと日本一を争っているとか、それぐらいになって注目を集めたりとか、そういうふうには消費のほうもまず地元消費をしっかり喚起することを県内でもやっていただきたいのと、県外に持っていったときに、どうしても佐賀牛とか鹿児島牛というのが何となく強いようなイメージを持ってしまうものですから、ぜひ、今回はこの2連覇をうまく使っていただいて、全国の消費量もリーマンショック以来かなり落ちてきて、BSE以来落ちていますけれども、これを戻していくためにも、宮崎の牛をどうやって売っていくのかというのを真剣に考えていただいて、来年度の新規事業で、お金が足りませんのでここに予算をつけたいという、光るものを出していただきたいというふうに思っています。関係者だけでなく、できれば外からの意見、県外にいる人

たちの意見を、宮崎牛を食べたいとか、どうやったら食べやすいかというのももうちょっと聞くチャンスをつやしていただければありがたいかなと思っているのですが、その辺の考え方はできないんでしょうか。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 委員言われたとおり、今回はチャンスだと思っています。前回、十分に生かし切れないまま口蹄疫ということで落ちてしまいましたので、しっかり生かして、これが農家の所得向上につながるよということ、まず県内の消費拡大について、やはり食べ方の問題と、観光業界でどう活用していただくか等々が大事な観点ではないかなというふうに思っています。

県外につきましても、さまざまなアピールの仕方がありますが、今回、生体での東京への出荷等も経済連のほうで始めたところで、宮崎牛としての適正な評価をしていただくことで、農家の所得向上というふうなこと、あるいは販路の拡大ということも取り組もうとしております。

思い切った措置をとということでございます。年度内につきましても、先ほど畜産課長が申し上げましたように、既存のものあるいは国のものを活用しながら、一方で口蹄疫の復興ファンドもございまして、そのあたりを有効に活用しながら、しっかりと取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

丸山委員 本来、ことし、スタートダッシュを切りたいんですが、予算的には今の範囲だということですので、来年度は本当にスタートダッシュを切っていただくように、牛だけじゃなくて豚を含めて畜産がまた農業全般を引っ張っていただくようお願いしたいというふうに思います。

福田委員 まず、葉たばこ廃作ですが、支援対策はよくやっているとしたいと思います。たまたま、ことし、転換した土物類の価格が大暴落をしまして、大変ショックであったと思います。特に里芋等が安かったんです。たばこ廃作の主産地が意外と中央部にあるんですね。私、びっくりしたんですが、この宮崎市、かつての田野、清武、そして中野委員の国富、その辺が土物の産地でありますから、もともと従来、土物に経験の深い産地でしたから取り組まれたんですが、内容的にはやっぱり厳しかったですね。

そこで、私はずっと見ていまして、高齢者の世帯の廃作農家は、3年に1回ぐらいの市況が当たれば何とかなると考えていますが、後継者が若い世帯については、今やっているといるように、やはり施設園芸かあるいは和牛の繁殖か、この辺しかないかなと思って、特に今、施設園芸の施設等についていろいろ対策を打っていただいておりますが、感謝を申し上げますが、やっぱりこの希望が非常に多いようですね。ぜひ、要望であります。その辺の手当てをしてやってほしいと思います。今、十分追っかけながらやっておりますが、ハウスあるいは繁殖の和牛、これしかないかなと考えております。

それから、もう1つですが、今、永山局長のほうから非常に大きな問題を 本会議でも農政水産部長が答弁されていましたが、ちょうど前回の全共のチャンピオンをとったとき、なぜ宮崎県の牛は首都圏で売れないのかということで、我が会派の希望者で15~16人ですか、首都圏の調査をしました。品川駅から歩いて10分のところに東京都の芝浦食肉市場があるんです。そこで、4年前、我々が聞かされたことは、宮崎の牛ということは知っている、しかし首都

圏の食肉市場で枝肉としてはそうたくさん流通しないんだと。関東市場の特性として、生体で持ち込んで、ここで処理をして、また場合によっては、その芝浦のブランドがついたものを関西まで持っていく、そういう不合理な流通体系がしみついていると。ただ、いかんともしがたいということ、本音をおっしゃっていただきました。事実、私どもが子牛で販売しています東北地方の産地がそれぞれの地域のブランドの名前になって、芝浦屠場に生体で来ているんです。

今回、よく決断されたなと思って、当時、私どもは、宮崎県内の食肉処理場のことも、操業のこともありますから、余り強く言えなかったんですが、決断したからには成功してもらいたいと考えております。その大きな原因は、なぜですか、むしろ生体は産地で処理して消費地に持っていったほうがいいんじゃないですかということ、私にはしつこく食肉市場の関係者にお聞きしたんですが、びっくりしたんですが、気づかなかったんですが、内蔵ビジネスですね。内蔵ビジネスの成功は仙台の牛タンに代表されますが、東京2,000万人の消費人口は、内蔵を居酒屋等を中心に非常に使っており、これが取られた枝肉は首都圏では商品価値がない、そういう話でありましたから、私、今、永山局長の生体販売を聞いて、よかったなと考えているんです。どういうぐらいの比率まで持っていかれるんですか。首都圏でブランドをつくるというのはやっぱりそこしかないようですね。宮崎の牛がいっぱいらしいということは風聞されているんです。ところが、現実にそれが流通していないから。どういう、そこまで決断に至った……。

押川畜産課長 東京市場への生体出荷でございます。従来、幾らか列車に乗って関西、関東に行っていた時代もございますけれども、委員

御指摘のとおり、県内で屠畜してブロックにして出したほうが県内にお金が落ちるということが一つ。あと、関東、関西に持っていく間の輸送費の問題、それと牛の減耗等々ございまして、今のような形にしておりました。ですが、今回のような宮崎牛としてのブランドがある程度見込めてくれば、生体で持って行って宮崎牛として評価していただいて、それが東京市場の卸を通じてまた横に広がっていくという新たな評価の仕方が出てくるというふうに考えたことで、今回、試験的ではございますけれども、今のところ月に1車の予定で動いておりますが、できましたら、よその銘柄を持ってありますところみたいに、週に1車とか、そういった形でふやしていけないかというのは、経済連なり団体とまだまだ協議していかなければいけない部分とは思っています。ただ、先ほど言いました輸送費の問題を考えると、ある程度の評価をできる牛をそろえないと逆に農家の負担になってしまうということもございまして、あわせて十分検討してまいりたいと思っております。

福田委員 私どもから見ると非常に不合理な売り方のように考えていたんですが、しかし、相手がそれを要求すれば応えざるを得ないと。しばらくは不安定な販売状況が続くかもしれませんね。その辺をしっかりとフォローしてあげるような体制づくりをしてほしいと考えております。ぜひ、2回目のチャンピオンですから、これを生かすと、日本の5分の1の消費人口を持っている地域で成功させてほしいと思います。以上です。

十屋委員 水産の資源管理のことで先ほど説明があったんですが、いただいた委員会資料の13ページの下の方は、2001年から2003年までぐっと急激に漁獲量が落ちているんですけれども、

そこから放流数が逆に急激に上がって、そこまで資源を投入しても伸びてこない。ここの基本的なところで、それぞれ上の表によると少しは書いてあるんですが、原因としてはどういうふうに捉えられていらっしゃるでしょうか。

日向寺漁業・資源管理室長 今、委員の御質問でございますけれども、原因といたしましては、いわゆるとり過ぎ、乱獲であったのかなと考えております。それと自然環境の変化ですとか、そういったところもあるのかなと考えております。

十屋委員 とり過ぎと一言と言われると、ああ、そうかで終わるんです。これまでも17年から21年までに計画的にやられていたりしているんですけれども、それでもとり過ぎという言葉が当てはまるのか、ちょっとそのあたりが納得いかないんですが。それから、自然環境というのは、一時期言われたように、山からの栄養分がなくなったり、自然災害が海に流れて藻場が死んだりとか、そういう具体的な話はあるんですが、例えばイセエビなんかは、ことし、ここに書いてあるように、日南のほうでは小型化していて、県北のほうではそうではない状況がある。こういうあたりはもう少し細かく分析するなり、ただ一言でとり過ぎと片づけられてしまうとここに載っている魚種だけではなくていろんなものにかかってくるので、もう少し細かな分析等はしていらっしゃるでしょうか。

日向寺漁業・資源管理室長 その辺の資源状況の評価でございますが、宮崎県資源評価委員会というのを立ち上げて、そこで評価を行っておりまして、例えば過去の漁獲データですとか、いわゆる漁獲努力量でございますが、網をどのくらい引いたですとか、網を何回投入したですとか、細かいデータなども積み上げて、資源水

準、資源動向という評価は行っているところでございます。

十屋委員 評価委員会はそういう評価でしょうけれども、では、やっている漁師さんたちは、例えばなぜ減ったのかとか、自分らがとり過ぎて減ったと自覚されているのか、ほかの原因を考えていらっしゃるのか、そういうアンケート等をとったことはございますか。

日向寺漁業・資源管理室長 資源評価におきましては、漁業者の方ですとか、そういう方にもいろいろ聞き取りなども行っておりまして、また管理におきまして、漁業者の皆様方と話し合いをしながら、こういった管理をしていこうということで行っておりまして、漁業者の皆様方にもとるのを控えていただくとか、そういったお話もしているところでございます。

十屋委員 例えば、上の表のアオリイカとかコウイカとか、イカの魚礁を県として海底に設置したりとかしているところがあって、それが一部壊れた時期もあったやに思うんですけれども、今回、浮き魚礁の話も一般質問でもたくさん出ましたが自分たちが一生懸命やっているけれども、結果的にそれが漁獲高といいですか、資源がふえていっていないという、そのあたりがあって、もう少し細かく原因というか、そういうものを分析すべきじゃないかなというふうに思うんです。県が設置した魚礁の状況とか、そういうのは定期的に管理なり、目視するなり、そういうことはされているのか、ちょっと教えていただけますか。

成原水産政策課長 カサゴの事例で今、漁業・資源管理室長のほうが説明いたしましたけれども、この魚種は、平成17年から資源評価に基づいた、ここに説明してあるような小型魚の採捕をやめるとか、あわせて小型の種苗放流をする

とか、いわゆる管理方針に基づいて管理がなされている魚種でございます。その前に、原因論というのは調べていまして、ここに書いてありますように、若い魚の資源が減少しているんだという診断を下しています。若いところを中心に守っていこうという取り組みになってございます。この右側のグラフが示してあるように、一たん落ちましたけれども、その取り組みが効果を発して右肩上がりになり転じたという状況でございます。

十屋委員 右肩上がりというのは、右の表のことを言っているんですか。

成原水産政策課長 下の右側のグラフが2001年ぐらいで最低になっていまして、それから右肩上がりだと思えますけれども、その状況でございます。

十屋委員 文字で「横ばい」と書いてあるんですけれども。

成原水産政策課長 資源評価の場合に、一定の水準、基準を設けないといけないものですから、その物差しに当てますと横ばいなんですけれども、現実的にいうと徐々に増加しているという評価をいただいています。

十屋委員 担当課は、ふえていると。評価委員会は横ばい 基準があって、そこから横ばいという話なんです。上がったけれども、そこから横ばい、そういうふうに解釈していいですね。わかりました。字と言っていることが違ったものですから、済みません。

これからの方向性としては、ここに書かれているとおりだと思うんですが、漁獲がどうしても少なくなると、今、燃油高騰でどうのこうのとたくさんあるので、これは一つの例でカサゴを出されていらっしゃるんですが、厳しく26年度まではきちんとそういう資源管理をやるとい

うことですね。

成原水産政策課長 この仕組みの中で、平成26年までは一たん計画していますので、そこまで実施しながら、評価を繰り返していくということをしてまいります。その経過として適正なレベルに上がればそれで終わるでしょうし、終わらなければ別の対策を変更して立てていくということになります。

十屋委員 わかりました。

中野委員 委員会資料の14ページ、県産食肉ですが、今回、宮崎牛日本一2連覇はすごいなと思うんですけれども、よく考えると、私も1週間前、国富の牛の皆さんと飲み方をしたけれども、全然、話は何も出なかった。そんなものですよ、一般の人は。この宮崎牛というブランド、一般の人はAの3なんてうまいなと食べているけれども、皆さんからいうとAの3というのは宮崎牛じゃないんですね。逆に、そこ辺がようわからんのだけど、今、例えば枝肉で県内で落とされる分と県外に行く分、これはどんな割合になっていますか。

押川畜産課長 県内、県外の数値でございます。全体で出荷量が8万5,000頭弱でございますけれども、県内56%、4万7,000、残りの44%の3万7,000弱が県外です。

中野委員 ちょっとごめんなさい。肥育、枝肉。

押川畜産課長 枝肉です。今の頭数で県内で屠畜される分が56%、県外屠畜場に行くのが44%です。

中野委員 県内で屠畜されても県外に枝肉で行く分があるじゃないですか。そういう数字はないわけ。

押川畜産課長 ただいま手元には持ってございませんが、先ほどありました県内の場合は、

ほとんど大部分はミヤチクの工場になろうかと思いますが、それから県内、県外の仕分けの数字は今、手元に持ってございません。

中野委員 やっぱりそこ辺の数値をしっかりと要は宮崎で生産された肥育はどこかで売れているわけだ。宮崎牛として売れるか、そのほか何だろうか、A3は宮崎産だろうか。

押川畜産課長 A4、A5 4等級、5等級は宮崎牛でございますが、その下で宮崎和牛というブランドもありますし、いわゆる宮崎県産牛という形で持っておられる方もございますし、それぞれ個人の方である程度の銘柄を持っておられる方もございます。

全体の県外への先ほどの流れですけれども、今回、経済連等と戦略会議をやる中で反省点が出てきましたのは、関東から向こう、いわゆる東に向かって行っている量がほとんどない。要するに、関西から九州側というのが県外でも宮崎県の場合、多うございますので、先ほどの中にもございましたように、今後は、首都圏の人の一番多いところを狙って、関東なりに持っていけるようにということでございます。

今、手元に来たデータでいきますと、関東が先ほど言いましたように11%、関西が30%、九州が26%、県内が3割という形でございますので、県内、九州内、関西で25%から30%ずつ、関東は1割程度ということのようでございます。

中野委員 今、宮崎牛は、ミヤチク、経済連もやっていますけれども、プロモーションとか、トータルで宮崎牛宣伝費というのは何ほくらい使っているんですか。

押川畜産課長 今回のということでございますか。

中野委員 年間予算。

押川畜産課長 申しわけございません。準備

いたします。

中野委員 私は、こんな方法をずっと20年以上見たり聞いたりしてきているわけです。もうちょっと宣伝のやり方というのは、1軒1軒洗って、1カ月に1軒宮崎牛を扱ってもらうのを探すとか、そういう方法もあるだろうけれども、逆にテレビ等でがががやって、一般消費者が欲しい、そこに行ったらなかったとか いろんな方法があると思うんです。どうも行政といったら、自分たちが足を運んで宣伝しようとか、何かイベントに行ったりとか もうちょっといろんな工夫があるんじゃないかなと私は思うんですけども、そこ辺、今まで、名前は変わっているけれども、毎年毎年やり方は大体似たようなことじゃないですか。それと、いろんな課でそれぞれ牛をやったりするけれども、そういうのはやっぱりどこかでまとめて宣伝費は幾らぐらい使っているというのを出したりせんと、いろんなところでやったり、商工でもしたりするけれども、トータル的に予算として何ほあるかという、有効に戦略を練るべきだと私は思いますけれども、後はもういいです。

それともう1つ、牛の皆さんと話すと、そういう賞をとって牛の子は値が上がったんですが、牛を養っている人に、肥育の人に、「今、牛はいいですね」と言えん。枝肉が上がらんと。そうすると、今後やっぱり肥育が減るんじゃないかと心配している。今、肥育の頭数とかいうのは口蹄疫後どんなになっていますか。

押川畜産課長 肥育牛の頭数でございます。現在のところ、県内農家数で580戸の10万6,000頭というのが現状でございます。

次に、先ほどの宮崎牛の売り方についてでございます。委員のおっしゃったような反省点が今回よく見えてきたということで、先ほど言い

ました戦略会議等で、農業関係でなくて商工会議所等々の御意見も伺いながら、新たな切り口でのPRを心がけていきたいと思っておりますので、また御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

中野委員 口蹄疫前と今の差はわかりますか。

押川畜産課長 口蹄疫前と後の数字が、ちょうどその時期時期というのはございませんが、ほぼ回復といったように報告を受けております。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 全共2連覇を踏まえて子牛の価格が上がったのは大変いいことなんです、おっしゃるとおり、肥育農家にとってみれば厳しい状況になっているということでございます。この販路の拡大につきましても、枝肉価格をどう上げていくか、そのために販路を拡大し、なおかつ先ほどの生体出荷も申しあげましたけれども、評価額を上げていくというふうな取り組みが必要だと思っております。これまでいろんな方策をやってきて上がってこなかったものですから、その評価も踏まえながら、さまざまな方策を組み合わせでしっかり取り組んでまいりたいというふうには思っています。問題意識としては十分持っているつもりではございます。

徳重委員 畜産課にお尋ねしますが、先ほど福田委員がお話しになりました。私も一緒に調査に行った経緯がありまして、東京で、宮崎はいい牛がとれるということはわかっているけれども、ほかの米沢牛とか、鳥取牛とか、佐賀牛とか 佐賀牛なんかがたくさん入っているんです。芝浦屠場でおっしゃったことは、やはり継続的に来ないとどうしようもない、売りようがないと。宮崎牛は優秀な牛、日本一だと言われても、基本は、消費者があそこに行ったらこの肉が買えるんだという定時・定質・定量の原

則、それが原則だと思うんです。必ず宮崎牛があるぞというようなものでない限り、ブランドになっていかないと思うんです。10万6,000頭、今おるということでしたが、先ほどの数字からいくと、8万5,000頭とおっしゃったから、この数字かなと思っていたのに、なぜ10万6,000頭なんですか。

押川畜産課長 先ほど申しあげました10万6,000頭というのは、いわゆる飼養頭数でございまして、要するに、その調査をかけた時点で肥育農家の牛舎内にいた頭数でございまして。先ほど申しあげましたもう1つのほうの8万5,000という数字は年間出荷頭数ということになります。

徳重委員 わかりました。定時・定質・定量、これがずっと続かないとブランドにならないと思いますときに、宮崎県で、肥育した農家の皆さん方でそれだけの体制がとれるんですか。ちょっと教えてください。

押川畜産課長 定時・定量のお話でございまして。確かに、先ほど申しあげました試験的に出しているものは当然足りませんので、どの程度向こうに持っていくとメリットがあるか、デメリットも含めて考えながら、次は、少なくともあの店に行けば必ず宮崎牛が置いてあると。なかなか広うございまして、全部に行き渡るといことは難しゅうございましてけれども、ポイントポイントを置きまして、必ずこういって宮崎牛が食べたいとか買いたいということであれば、置いていただける店を徐々にふやしていきたいということで、そこは今後の営業のポイントになろうかと思っております。

徳重委員 わかるんですけれども、私も一遍、本会議で質問をしたことがあるんですが、叙勲のお祝いに帝国ホテルに泊ったら、すばらし

い肉を食べさせていただいた。日本一のホテルの最高の肉が宮崎牛だったと。おいしいからメードさんに聞いてみたら、ちょっと待ってくださいと。料理をされる方に聞いたら、宮崎牛ですと。これがうれしくて、自分の叙勲よりうれしかった、こういうことでした。

確かに、いい肉が東京に行ったら喜ばれるんです。そのことを考えたら、やはり、いつかはいろんなことがあるでしょう。買ったたかれたりすることもあるかもしれませんが、そういったちゃんとしたルートをつくっておくということが大事じゃないかなと。この際、そういうシステムをつくって、東京に、関東にも売り出すぞと、ちゃんとした広告塔も建てるぞというような形、例えば大阪の堺にある南海グリルさん、あそこは宮崎牛というのぼりをいっぱい立てていただいて、かなりの販売量があるんじゃないかと思うんですが、ああいう形のものを東京にもやっぱりつくるべきじゃないかなと。でないとブランドにならないと思うんです。幾らこっちで、一部のものは、いい牛、いい肉だと言われても、ブランドになっていかない。全体の底上げができない。やはりそれだけの量を確保できるような生産農家も育てるということが大事かなと。例えば、子牛を北海道に持っていったり、あるいは山形に持っていったり、ずっとされています。それが地元で生産できて、ちゃんとした立派な肉ができる、牛ができるんだったら、それだけでも相当な経済効果というのはあるわけですから、この際、何とかブランドをつくるための方策をいろいろ考えてほしいなと思っています。いかがでしょう。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 宮崎牛を初めとして県内の畜産物をしっかり売っていくという意味では、関東市場は最も重要なターゲッ

トであるというふうに思っております。先ほど申し上げたように、どちらかというに関西以西でこれまで勝負をしてきた部分がありますから、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

これまでやってきました宮崎県内で屠畜をして食肉加工して出すというの、県内に雇用を生み、付加価値を生んでいくわけですから、それなりのメリットは大きいものがあると思っています。それに加えて、先ほど申し上げたようなさまざまな取り組みを進めることで、関東市場の卸を使って販路を開拓していく等の措置も必要になると思います。もう少し大きくPRをするということで、広告等をどう打っていくかということも必要になると思っています。まさに、先ほど申し上げました販売戦略会議のところで今その議論をやっていますので、できるだけ早く答えを出して、できるものから取り組んでいきたいというふうに考えております。

徳重委員 ぜひ、頑張っていたきたいと思っています。

松村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようでございます。

それでは、その他、何かありませんか。

十屋委員 資源の話で申しわけないんですけども、内水面のウナギの禁漁期間が設けられましたね。新聞紙上で見ただけなので、詳しく御説明いただきたいのが一つと、宮崎だけがやっているんじゃないと思うので、全国的に一緒にやらないと、資源は宮崎だけにウナギがいっぱいいいるわけじゃないので、そのあたりはどうか、詳しく御説明いただけますか。

日向寺漁業・資源管理室長 今の委員からの御質問でございますけれども、ウナギの資源管理につきましては、本県におきましては、つい

先日までパブリックコメントを行っていましたが、全長25センチを超えるウナギにつきましては、毎年10月1日から12月31日までの間は禁漁ということで、これは宮崎県内水面漁場管理委員会というところの委員会指示という形で発出することを考えております。

全長25センチ以下のウナギにつきましては、これは、いわゆるウナギの稚魚ということで、宮崎県の内水面漁業調整規則などで既に漁獲禁止にはなっているところでございます。今回こういった措置をとった経緯につきましては、現在、シラスウナギが3年連続不漁ということになっており、そのためにはまず何が速効的な対策かと申しますと、川を下って海に産卵に戻るウナギの数をふやすということで、今回、産卵で下るウナギが出現いたします10月から12月の間、この3カ月間を禁漁ということで、委員会指示を発出したいということで考えてございます。

ウナギの資源管理につきましては、また委員からもお話ございましたとおり、例えば宮崎の川を下ったウナギが産卵して、生まれた子供が全部宮崎県に帰ってくるわけではございません。ほかの県も同様で、日本全国、また東アジア全域にシラスウナギは散らばっていきますので、本県だけ資源管理をやっても、ほかの県、またほかの国あわせて資源管理を行っていかねばならないものだというふうに考えてはおります。そのため、水産庁のほうでも、今、各県に対しまして、資源管理の措置を行うようにということで、いろいろ要請が出されているところでございます。ちなみに、ほかの県では、いわゆる自主管理ということで、親ウナギの保護ですとか、シラスウナギの採捕期間をちょっと短くするですとか、そういうことを行っていると

いうように聞いてございます。以上でございます。

十屋委員 一度教えてほしいんですけども、宮崎だけじゃないと思うんですけども、全国的に先ほど言われた水産庁の中で自主管理ということで各県にお願いしているベースなのか、規制をぼんとかけてしまうのか、そのあたりがちょっとわかりづらいんです。やっぱり県民の方、とる方もいらっしゃると思うんですが、個人で魚釣りが好きな方は、11月から12月については余りそういう動きもないのかもしれないんですが、自分の経験からすると、やっぱり結構とっている方がいらっしゃいます。そのあたりに啓発もしなきゃいけないと思うので、そういう動きとしてどうなのかというのが一つ知りたいのと、それから、商業ベースでやる方はほとんどいらっしゃらないと思うんですが、個人で10匹とか20匹とかとる方はたまにいらっしゃるんです。そういうときに誰かが規制するのかどうか、例えば河川組合にお願いするのかどうか、その辺はどういう取り組みをされるのか、お聞かせいただけますか。

日向寺漁業・資源管理室長 親ウナギの資源管理につきましては、水産庁のほうからいろいろ要請が出ていると先ほど御説明させていただきましたが、これはあくまでも各県が自主的にやってくださいということで要請が出されているところでございます。また、本県につきましては、今、内水面漁場管理委員会の指示ということで、公的な規制ということになってございまして、これは内水面の漁業者の方だけではなくて、一般の県民の方、皆さんが、この期間はずっと委員会指示の違反ということで、場合によっては罰則がかかってくるということになってございます。

十屋委員　そういう規制が公的にかかるんですけれども、それを一般の県民の方々は多分まだ全く知られていないと思うんです。そのときに、たまたま組合の人が見て、小さいのをとっていたとか、それが見つかったときは、何か規制があるからということだけで、ばしっと違反ですよということを言うのか、そのあたりはどういう取り組みをされるのかなというふうに思っているんです。

日向寺漁業・資源管理室長　公的な規制で罰則もございますので、まず県民の皆さんに周知徹底を図っていくということはもちろんでございます。それから、内水面漁場管理委員会の指示、これは違反をした場合は、まず1回目は指導というような形でございまして、1回目の違反につきましては、その時点で知事のお名前でも指導が出るということになっておりまして、2回目以降、同じ行為を繰り返しますと、罰則がかかってくるということになってございます。

十屋委員　どなたがその役をするのかというのがちょっと聞きたかったので、なぜ言うかというのと、この期間だけじゃなくて、河川の中で漁業権がある人となない人がいて、そこで現実問題としてトラブルしているわけです。そうしたときに、幾ら組合員の方がその人に違法だということを言っても、やめないんです。そこで警察が立ち会ったにしても、指導というか、注意するだけで、罰則がないんです。だから、イタチごっこで、なかなかそこが解決しないので、通常の10月1日からこの期間だけじゃなくて、とっていいときでもそうやって違反をして、漁業権を持っていない方がとるという行為に対して、組合員の方々が一生懸命指導するなり、言うんだけれども、それがなかなか直らない。そういう状況がある中で、この期間がもう少し厳しく

なってきたときに、組合員の方々にそれをまたお願いするのか、誰か別の方がその任を担うのか。啓発をしても、取り締まることができるのかどうかという心配もあるわけです。そのあたりは具体的にどういうふうにされるのかというふうに、そのあたりをお聞きしたかったんです。

日向寺漁業・資源管理室長　今回発出する予定でございます内水面漁場管理委員会の指示、これはあくまでも公的な規制でございますので、取り締まりのほうは県のほうでやっていくという形になってございます。漁業者の皆さんがそういう現場を発見されても、県のほうに通報していただいて、県のほうで対処していきたいというふうに考えてございます。

十屋委員　県職員のところまで通報されて、そこにとどまってくれればいいんですけれども、なかなか現実問題として　当然そこは警察の公権力というところに頼らざるを得ないところになるのかなと思っています。誰かが発見して、通報して、来るという、この時間的な差とかもろもろ、現実問題としてなかなか厳しいんだろうなというふうに思うんです。だから、やはり啓発ということを中心に据えていって、宮崎は養鰻されている方も全国でも1、2位を争うぐらいのところなんだから、そういう意味からも、やっぱり資源管理しましょうという呼びかけをしなければ、罰則だけではなかなか効果がないのかなと、正直な話、思っていますので、そのあたりちょっと力を入れていただければというふうに思います。

成原水産政策課長　全容としては、今、漁業・資源管理室長が申し上げたとおりなんですけど、具体的に言いますと、現場に県職員がいつもいるわけではありませんので、現場ではやはり漁業権管理をしておられる漁業者の方々が第一発

見者ということになると思います。その運用の部分は、写真を撮影していただくとか、ある程度の証拠を保全していただいて、それをもって管理委員会の中で議論をして、違反ということが確認されれば、1回目は直ちに違反ということではなくて、知事から、今後守りなさいという命令が出されます。その後にもう1度違反をすると罰則がかかる仕組みになっていますので、そのあたりの現場の指導のあり方とか、周知徹底の仕方とか、その辺を今後、内水面の漁業組合の方々ともいろいろと協議をしながら、具体的に対応していきたいと思っております。

十屋委員 頑張ってくださいしかないです。これはなかなか難しいところなんです。

松村委員長 ここで委員の皆様にお諮りします。

本日の日程は4時までとなっております。時間がまもなく4時でございますけれども、このまま委員会を続けてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 異議なしということでございますので、このまま委員会を続けさせていただきます。その他でほかにございませんか。

中野委員 もう要望でいいですけども、今度の議会でも口蹄疫復興という言葉が大分出ました。口蹄疫復興という言葉が出るたびに、どうもアレルギー症みたいになるんだけど、口蹄疫の状況の実態というのをしっかり見てもらいたい。畜産農家でいえば、児湯・西都地域、殺処分された農家、そして県内の農家は移動禁止になった。そして、その人たちに対してどういう補償があったかということ、殺処分は80万平均であった。あとの農家には10万とか、町によって違うわけね。10万とか15万、20万とか、町村から金が出たり、券が出たり。今度は補償分が530

億、あと70億ぐらい資材、人件費、だから資材を売ってもうかった人もおるわけ。逆に、皆さんも本当に苦勞した割にはわずかな時間外は出たりもしている。一般サラリーマンはそれなりに自分の会社がそれで影響を受けたところはそんなに一般的にはわからんけれども。そんなことを考えると、口蹄疫復興とか 最初は復旧という言葉もあるけれども、何を復興するのかというのが俺の単純な疑問なんだけれども、復興というからには、さっきも頭数を聞いたけれども、口蹄疫前の畜産頭数に戻していくのか、いろいろ県の方針を見ると、牛を飼う面積によって少なくしたほうがいいという話もあるから、頭数は減るのかなと思ったり……。問題は、一つは殺処分される前の畜産頭数、そこ辺をどうするかという大きな畜産 今、農業産出額、あれもどんと落ちているし、3,070億から2,800億、そこら辺の目標もあるし、やっぱり復興となると、いつも言うように、一般の商売をしていた人たちは全くそのときの赤字というのは、一応終息したけれども、景気がよくなる話じゃなくて、赤字はそのまま引きずりながら経営してきているという現状……。

そういう中でいろんな事業があるけれども、例えば観光でいえば、どこかの市町村の祭りに補助金を出すというのもあった。全体の話の中で、一祭りに200万とか300万出してどういう目的があるのかなと思って、何ぼ前向きに考えても、ではその祭りはその補助金がなければやっていなかったかといえそうじゃない。5年間で30億ぐらい、それをもうちょっと有効に使うとなれば、復興というのは経済復興というものもあるのかと。口蹄疫復興のどうもこの名前に、感じが違うのかなと思いますけれども、来年、新政権がどうなるかわからんけれども、日本の

経済にデフレが続いている中で、宮崎県全体の経済浮揚、もうちょっとそういう視点を変えて、来年もまた年間5億か6億か、そんな話も、わずかだけど、もうちょっと現況というか、現状を踏まえながら、体裁はもういいと思う。本当に今、観光業界もみんな苦しいみたいで、県の商工観光労働部は、結構お客さんは来ていますよという感じだけれども、全然業界の話と違うわけ。そこ辺も含めて、口蹄疫 名前を変えるわけにはいかんけれども、ぜひしっかり現状と照らして予算なり事業を組んでもらいたいと要望しておきます。

松村委員長 ほかにその他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時7分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。5日の採決について、午後1時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、そのように決定します。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後4時7分散会

平成24年12月5日（水曜日）

午後1時8分再開

出席委員（8人）

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	後藤	哲朗
委員		福田	作弥
委員		丸山	裕次郎
委員		中野	廣明
委員		十屋	幸平
委員		徳重	忠夫
委員		河野	哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤村	正
議事課主任主事	野中	啓史

松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第3号、第4号、第15号、第17号及び第27号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 異議なしと認めます。よって、各号議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであり

ます。委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時10分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時12分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

次に、1月22日の閉会中の委員会につきましては、その内容を正副委員長に御一任いただくということで委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、そのようにします。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時13分閉会